【資料２．１】「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」

急傾斜地崩壊危険箇所一覧

箇所番号	箇所名	所在地	備考
11103-Ⅰ-0001	岸町２丁目	川越市　岸町２丁目	自然斜面
11103-Ⅰ-0046	仙波町４丁目	川越市　仙波町４丁目	人工斜面
11103-Ⅰ-0047	岸町２丁目	川越市　岸町２丁目	人工斜面

出典）「埼玉県地域防災計画　資料編」平成 26 年 3 月、埼玉県防災会議

【資料２．２】「土砂災害警戒区域等一覧」

土砂災害警戒区域等一覧

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住　所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H26.1.28	岸町２丁目－１	川越市岸町２丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.1.28	岸町２丁目－２	川越市岸町２丁目	○		急傾斜地の崩壊
H26.1.28	岸町２丁目－３	川越市岸町２丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.1.28	仙波町４丁目－１	川越市仙波町４丁目	○		急傾斜地の崩壊
H26.1.28	仙波町４丁目－２	川越市仙波町４丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.1.28	岸町２丁目	川越市岸町２丁目	○	○	急傾斜地の崩壊

【資料２．３】「指定給水場所一覧表」

指定給水場所一覧表

■災害用給水井戸設置状況　［平成30年４月１日現在］

番号	名　　称	所　在　地	電　源		設置年度
			発電機	商用	
1	かほく運動公園	霞ケ関北6丁目30-1	○		昭和57
2	高階南小学校	諏訪町12-3	○		
3	初雁中学校	宮下町1丁目21-3	○		昭和58
4	野田中学校	野田町2丁目19-14	○		
5	山田小学校	大字山田167	○		昭和59
6	月越小学校	月吉町51	○	○	
7	大東中学校	南大塚1丁目20-1	○	○	昭和60
8	城南中学校	新宿町3丁目19-1	○	○	平成７
9	川越第一中学校	小仙波町5丁目6	○	○	
10	富士見中学校	東田町17-1	○	○	
11	高階北小学校	砂新田1丁目16-1	○	○	
12	古谷小学校	大字古谷上5465	○	○	
13	南古谷小学校	大字木野目1451	○	○	
14	芳野小学校	大字鴨田331	○	○	
15	名細小学校	大字小堤214	○	○	
16	霞ケ関小学校	大字笠幡177	○	○	
17	仙波小学校	富士見町4-1	○	○	平成８
18	大東西小学校	大字山城32-5	○	○	
19	川越西小学校	川鶴1丁目5	○	○	
20	市立川越高等学校	旭町2丁目3-7	○	○	平成９
21	霞ケ関西中学校	大字笠幡3464-3	○	○	
22	鯨井中学校	大字鯨井562-2	○	○	平成10

【災害用給水井戸の概要】

・井戸の深さ　　100m

・給水能力　　216ｔ/日（24時間稼働の場合）

■飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況　［平成26年４月１日現在］

番号	名称	所在地	容量（m^3）	設置年度
1	高階小学校	大字砂新田58	１００	平成８

【資料２．４】「拠点給水場所一覧表」

拠点給水場所一覧表

■配水池整備状況　　［平成30年４月１日現在］

番号	名　称	所　在　地	配水池(池)	有効貯水量(m³)
１	郭町浄水場	郭町2丁目19-1	２	2,600
２	新宿浄水場	新宿町6丁目10-4	２	3,700
３	霞ケ関第一浄水場	的場2173-18	２	2,400
４	今福浄水場	今福333-1	２	2,000
５	伊佐沼浄水場	伊佐沼700	２	5,400
６	仙波浄水場	大仙波845-1	２	14,000
７	霞ケ関第二浄水場	笠幡85-2	２	25,000
８	中福受水場	中福360	４	70,000
総　　計			１８	125,100

【資料２．５】「備蓄品の状況」

備蓄品の状況

（１／２）

区　分	種　類	内　容	宮 下	仙 波	名 細	古 谷	大 東	福 原	岸 町	高階一	高階二	高階三	霞ケ関北	南古谷	名細公園	ウエスタ川越		備蓄品保管室	合　計
食糧	缶入りパン	5年保存	7,936	6,000	3,840	10,240	2,048	2,048				2,400	7,680	3,840		900		57,792	104,724
	ｱﾙﾌｧ米	50食入・5年保存	1,000	2,000	2,000											1,000		58,000	64,000
	おかゆ	50食入・5年保存		9,000	7,000	3,000	9,450												28,450
	栄養調整食品（カロリーメイト）	3年保存														7,200			7,200
	保存用ビスコ	60食入・5年保存																1,320	1,320
	ｻﾊﾞｲﾊﾞﾙﾌｰｽﾞ	25年保存		1,140															1,140
	飲料水	500ml・5年保存														1,440		7,920	9,360
生活必需品	日用品ｾｯﾄ	1世帯用	230	120		80													430
		100人用、箱入り	5		2		3						2					123	135
	下着ｾｯﾄ	上1下2、真空P		M 200 L 200			M 200 L 200												800
		男女・子供用60ｾｯﾄ	6															56	62
	毛布	ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ10枚入、真空P	3,630	2,200	1,800	1,000	1,200	950				90	1,010	100		600		5,600	18,180
	寝袋	春夏型	250			39													290
	強力ﾗｲﾄ	単Ⅰ 6箇使用	165	100	50		50	47				15	50	15			無線室 1	570	1,135
	非常用キャンドル	ローソク4本付	78	1		100		39				48	48	36			地下 73		350
		安全キャンドル	50																50
	乾電池	単Ⅰ	860	2,000	2,000													440	4,860
		単Ⅱ		800	800													440	1,600
		単Ⅲ																5,600	5,600
	ｺﾞﾐ袋	特大	7,500	3,800	1,800	2,000	1,000					1,000	2,000	1,000				30,000	50,100
	ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ	100個入		5	4		4						5				塔屋 5	285	363
		48個入(川越ｴｺﾛｰﾙ)	40															15	
	使い捨てｶｲﾛ	4年保存																3,200	3,200
	三角巾	105×105×150㎜	200	670	50	100	100	50				50	100	50				3,000	4,370
	紙おむつ	大人用																8,960	8,960
		子供用																24,864	24,864
	生理用品	個																26,880	26,880
	ｶﾞﾑﾃｰﾌﾟ	50㎜×25m																560	560
	軍手	並み ダース	100	20	20	9	10	10					10					600	779
	ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ箱		400	250		50	50	50					50					1,380	2,230
	防寒服		200																200
資機材	救急ｾｯﾄ	ＳＦ救急箱1号 医療ｾｯﾄ		7	1								1				総合保健ｾﾝﾀｰ 3	学校等 55	67
	煮炊き釜	ﾐﾔﾊﾗ K2、ﾊﾞｰﾅｰ一体	9	10	8	2	3	2					3						37
	カマドセット	なべ付	12															171	183
	発電機	ホンダＥＭ 400T		2		1													3
		ホンダＥＸ 750JN	6	6	2	3				1	1	2						25	46
		ホンダＥＭ 1500X	9							1	1			2				37	50
		ホンダＥＭ 2000X	1		4	2	3	3					3						16
		ホンダＥＭ 2300EX	17														出張所等 13		30
		ホンダＥＵ24i																26	26
		ホンダＥＵ9i																26	26
	携行缶	発電機　ガソリン用	33	8	6	6	3	3		2	2	2	3	2			出張所等 13	56	139
	エンジンオイル	発電機用	33	8	6	6	3	3		2	2	2	3	2			出張所等 13	56	139
	排水ﾎﾟﾝﾌﾟ	3インチ		1		3				3	1						市等 6	自治会 24	
		4インチ		5						11	10								71
		電動							1										
	土のう袋	ビニール	1,800		2,800	1,600	3,000		4,800	2,500	1,200								17,700
	土のう	砂入り							300	2,000	1,100						道路管理事務所 1,800		5,200
	投光器	500W防水	194	17	29	20	24	10		4	5	10	10	10			出張所等 39	300	672
	ﾛｰﾌﾟ	ﾄﾗﾛｰﾌﾟ 10㎜×100m	74	15	20		20	10		10	10	5	20	5	250			138	577
		綿ﾛｰﾌﾟ 100m 6ﾊﾟｲ		2		2	2	2					2						10
		PPﾛｰﾌﾟ 200m 6ﾊﾟｲ	30		10	10	10	5					10					138	213

区　分	種　類	内　容	宮下	仙波	名細	古谷	大東	福原	岸町	高階一	高階二	高階三	霞ヶ関北	南古谷	名細公園			備蓄品保管室	合　計
資機材	ﾄﾗﾝｼｰﾊﾞｰ	ソニー														総務課 8			8
	無線機	ﾔｴｽ FT202 ｱﾏ無線用														４Ａ 11			11
	特設公衆電話・コード																	112	112
	避難所書類																	56	56
	工具箱																	56	56
	ハンドマイク	ﾄｰ7 ER-66F、 ER-1015S 単Ⅱ6箇	35	37	20	5	15	11				10	30	10		無線室 3		113	289
	テント	2K×3K 3K×4K	18	4	3	6	5	2											38
	一輪車				1	1	1	1											4
	台車		4	2	2	1	1	1					1					114	126
	リヤカー	折り畳み式	19	3	3	2	3	2		1	1	1	4	1		高階１・高階２は、折畳み不可		107	147
	ブルーシート	3.6m×5.4m	680	540	290	330	260	150	100	100	100	100	250	100				3,000	6,000
	パーテーション	300cm×300cm×180cm	2													各校+宮下		124	126
		4.5畳×10部屋													43			24	67
	簡易組立ﾄｲﾚ	ﾍﾟﾝﾀｲｯｸ Ｓ・Ｗ型	3	4	2	1	2	1				1	2	1				62	79
		〃　Ｈ型	2	1	1	1	1	1				1	1	1				13	23
		〃　小便器		6	2		2												10
		六角バケト			1	1												10	12
		サニタークリーン																144	144
		スケットイレ（100枚/箱）	19															100	119
		個人用簡易トイレ	166	311	100	198	200	100				12	198	12		砂自治会館 40	さくら堤 36	4,899	6,272
	ガソリン容器	スチール缶 20ℓ	3	8	2	1	2	2		14	17	2	2	2		市等 24	自治会 26	15	120
	コードリール	30m	158	28	33	12	14	8		2	2	5	38	5		市民ｾﾝﾀｰ等 26		256	587
	スコップ	剣先	61	58	36	57	88	30	36	36	36	24	30	24				684	1,200
	ゴムボート	4人乗り	3						1	2	2					岸町１丁目 1	牛子小 1		10
	防水型延長ｺｰﾄﾞ	夜間照明用		14															14
	救命胴衣	FN-101														地下 50			50
		高階救命器具(株) TK-18A														地下 50			50
	ヘッドランプ	防水型　単3(4個)														地下 25			25
	バケツ	プリキ製	160							1								1,230	1,391
	大ハンマー	2.5・5.5kg	80	14	12	4	12	7		2	2	2	12	2				276	425
	カケヤ	樫角120㎜	90	9	4	3	4	4				3	4	3				138	262
	金テコ	22×1,200㎜	88	20	10	5	10	5				5	4	5				300	452
	パール	900㎜ 全体焼入	19							1								50	70
	ｴﾝｼﾞﾝﾁｪﾝｿｰ	ﾘｮｰﾋﾞ ES-3235	5																5
		ｺﾏﾂﾋﾞ ﾉｱ G3500	5		5	5							5						20
	ストーブ	16畳用	25																25
	ラジオ	FM・AM用	20													防危室 3		113	136
	担架	二つ折	10	5	5	5	5	5				3	5	3				177	223
	ﾊﾟｰｿﾅﾙﾃﾝﾄ	トイレ・更衣室用	100																100
	脚立	梯子兼用	16																16
	災害用敷マット	マイルディシート	20															1,100	1,120
	防じんマスク	微細軽粉じん用	40															2,200	2,240
	マスク	新型インフルエンザ用	7,000																7,000
	ゴーグル	メガネ併用可	10															550	560
	車椅子	ノーパンク仕様	1		11													55	67
給水用資機材	給水タンク	1㎥														古谷水道復旧用資材倉庫	10		10
	路上給水装置															給水井戸 32			32
	組み立て水槽	2.2ｔ	8													給水井戸 16			24
	浄水機	DCF-IES 2t/h	2	2	1	1										山田小 1			7
	ポリタンク	20ℓ 、18ℓ 、10ℓ	198	110	40	38	70	42				20	30	20		古谷水道復旧用資材倉庫	340	1,100	2,008
	給水用ポリ袋	3ℓ														給水井戸	4,400		4,400
		10ℓ		1,050	900		600					200	1,050	200					4,000

【資料２．６】「災害備蓄庫整備状況」

災害備蓄庫整備状況

［平成 30 年 12 月 1 日現在］

番号	名　称	所在地	内　容	規模(㎡)	設置年度
1	仙波備蓄庫	仙波町 4 丁目 18	食料・生活必需品・資機材	117	昭和 56
2	岸町備蓄庫	岸町 3 丁目 28-9	水道復旧用資材	142	昭和 57
3	名細備蓄庫	鯨井 1118-1	食料・生活必需品・資機材	108	昭和 58
4	古谷備蓄庫	古谷上 2968-3	〃	95	昭和 59
5	大東備蓄庫	南台 3 丁目 5 ふじみ公園内	〃	66	昭和 60
6	福原備蓄庫	今福 508	〃	48	昭和 61
7	高階第１備蓄庫	砂 77-1（高階土地区画整理事務所地内）	水防用資機材	59	平成４
8	高階第２備蓄庫	砂 649-3	〃	52	
9	霞ヶ関北備蓄庫	伊勢原町 5 丁目 5-4	食料・生活必需品・資機材	53	
10	高階第３備蓄庫	藤原町 18-6	〃	13	平成５
11	南古谷備蓄庫	並木西町 16	〃	13	平成６
12	宮下備蓄庫	宮下町 1 丁目 21-3	〃	309	平成８
13	名細公園備蓄庫	鯨井 1216	〃	340	平成 24
14	ウェスタ川越備蓄庫	新宿町 1 丁目 17-17	〃	100	平成 27

【資料２．７】「備蓄品保管室整備状況」

備蓄品保管室整備状況

［令和２年１月１日現在］

地区	設置場所	階数	教室	年度	地区	設置場所	階数	教室	年度
本庁	月越小学校	プレハブ物置		19(7)	高階	高階中学校	1	半	10
	新宿小学校	2	半	8		寺尾中学校	2	半	11
	今成小学校	プレハブ物置		21(9)	福原	福原小学校	1	半	7
	中央小学校	2	半	9		福原中学校	1	半	9
	川越小学校	3	半	10	大東	武蔵野小学校	1	半	8
	泉小学校	体育館		11		大塚小学校	4	半	9
	仙波小学校	プレハブ物置		13		大東東小学校	1	1/4	13
	城南中学校	1	半	7		大東西小学校	プレハブ物置		14
	富士見中学校	4	半	7		大東中学校	1	半	7
	野田中学校	1	半	8		大東西中学校	プレハブ物置		8
	川越第一中学校	3	教材室	12	霞ケ関	霞ケ関小学校	2	半	7
	川越第一小学校	プレハブ物置		15		霞ケ関西小学校	プレハブ物置		8
	市立川越高校	プレハブ物置		16		霞ケ関南小学校	4	半	9
芳野	芳野小学校	プレハブ物置		14		川越西小学校	プレハブ物置		9
	芳野中学校	プレハブ物置		14		霞ケ関西中学校	3	全	9
古谷	古谷小学校	プレハブ物置		7		霞ケ関中学校	3	準備室	12
	教育センター	3F ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙ		22(9)		川越西中学校	体育館 2F		12
	東中学校	2	半	9	霞ケ関北	霞ケ関東小学校	4	半	10
南古谷	南古谷小学校	体育館		7		霞ケ関北小学校	2	全	13
	牛子小学校	3	半	8		霞ケ関東中学校	1	全	7
	南古谷中学校	プレハブ物置		10	名細	広谷小学校	4	半	8
高階	高階小学校	4	全	7		上戸小学校	1	半	9
	寺尾小学校	3	半	8		名細小学校	3	半	25(11)
	高階西小学校	2	半	10		名細中学校	2	半	7
	高階北小学校	3	体育館	12		鯨井中学校	3	半	11
	高階南小学校	2	半	13	山田	山田小学校	プレハブ物置		11
	高階西中学校	4	半	8		山田中学校	1	半	7
	砂中学校	1	半	8					

年度別備蓄品保管室整備状況

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
整備数（校）	12	10	10	5	5	4	4	3	1	―	―
活動拠点整備							川越工業高校	県立川越高校		市立川越高校	

○H30 年度４月１日現在

５４校（整備済校）　　未整備校：初雁中学校（宮下備蓄庫があるため）

５５校（市内小中学校数）　　※教育センター（旧古谷東小学校）を含む

※今成小学校 H21 年度、面積半減（もともと教室半分。更に半分）耐震工事と学童保育室面積増のため。

※古谷東小 H20 年度末廃校。H22 年度より教育センター。この際３階エレベーターホールに移設

【資料２．８】「備蓄品保管室の備蓄状況（１校当たり）」

備蓄品保管室の備蓄状況（１校当たり）

［平成 30 年４月１日現在］

区分	品名	数量	区分	品名	数量
食糧	缶入りパン	1,032 食	資機材	ＰＰロープ	２巻
	アルファ米	1,000 食		スコップ	12 本
	飲料水	240 本		工具箱	１箱
生活必需品	毛布	100 枚		ハンドマイク	２台
	日用品セット	200 人分		台車	２台
	トイレットペーパー	500 個		リヤカー	１台
	下着セット	60 人分		ブルーシート	50 枚
	大人用紙おむつ	160 枚		コードリール	４台
	子供用紙おむつ	444 枚		ラジオ	２個
	生理用品	480 個		組み立てトイレ	２台
	ゴミ袋	500 枚		簡易トイレ	60 個
	軍手	10ﾀﾞｰｽ		ポリタンク	20 個
	使い捨てカイロ	100 個		ハンマー	５本
	三角巾	50 枚		かけや	２本
	ガムテープ	10 巻		金てこ	５本
	懐中電灯	10 本		バケツ	20 個
	ダンボール箱	20 箱		担架	３台
	乾電池（単１）	20 本		災害用敷マット	20 枚
	乾電池（単２）	20 本		デジタル簡易無線機	３台
	乾電池（単３）	100 本		特設公衆電話・コード	２セット
資機材	カマドセット	３セット		防じんマスク	40 枚
	発電機	１台		ゴーグル	10 個
	投光器	５個		車椅子	１台
	トラロープ	２巻		パーテーション	２個
	携行缶・発電機用オイル	１式		避難所書類	１式

【資料２．９】「消防分団の受持区域」

消防分団の受持区域

［平成 30 年４月１日現在］

分　団　名	受　　持　　区　　域
第一分団	石原町一丁目、石原町二丁目、大手町、御成町、喜多町、久保町、郭町一丁目、郭町二丁目、小仙波町一丁目、小仙波町二丁目、小仙波町三丁目、小仙波町四丁目、小仙波町五丁目、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町一丁目、末広町二丁目、末広町三丁目、問屋町、西小仙波町一丁目、西小仙波町二丁目、氷川町、松江町一丁目、松江町二丁目、宮下町一丁目、宮下町二丁目、宮元町、元町一丁目、元町二丁目、大字川越、大字小仙波、大字寺井、大字東明寺、大字松郷
第二分団	岸町一丁目、三光町、新富町一丁目、新富町二丁目、菅原町、仙波町一丁目、仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、月吉町、通町、中原町一丁目、中原町二丁目、仲町、富士見町、南通町、連雀町、六軒町一丁目、六軒町二丁目、脇田町、大字大仙波
第三分団	旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、新宿町一丁目、新宿町二丁目、新宿町三丁目、新宿町四丁目、新宿町五丁目、新宿町六丁目、今成一丁目、今成二丁目、今成三丁目、今成四丁目、大塚二丁目の一部（二二番一から二二番一六まで、二二番三四から二二番三七まで、二四番一から二四番一四まで、二四番一八から二四番二〇まで、二五番一から二五番八まで、二五番一九から二五番二四まで、二七番一八、二七番二〇から二七番二五まで、二七番二七、二七番二九、一〇〇番一〇一、一〇〇番一〇二、一〇〇番一一四、一〇〇番一二五、一〇〇番一七一、一〇〇番一七二、一〇〇番二〇七から一〇〇番二一〇まで、一〇四番一八及び一〇四番一九）、上野田町、岸町二丁目、岸町三丁目、広栄町、田町、中台一丁目の一部（一番から五番まで、九番五、一〇〇番一から一〇〇番一一まで、一〇〇番一六、一〇〇番二〇、一〇〇番三〇及び一〇〇番三七から一〇〇番三九まで）、中台元町二丁目の一部（一番、二番一から二番一〇まで、二番十二から二番一五まで、二番一七、二番二二から二番二四まで、三番一、三番二、三番五、三番六、三番二一、三番二二、一〇〇番一から一〇〇番五まで及び一〇〇番九）、野田町一丁目、野田町二丁目、東田町、むさし野の一部（一番一から一番八まで、三番一七から三番二四まで、四番一から四番三まで、四番一七から四番二〇まで、一〇〇番八及び一〇〇番一九から一〇〇番二三まで）、脇田新町、脇田本町、大字小ヶ谷、大字大仙波新田、大字岸、大字小室、大字野田
芳野分団	川越市役所芳野市民センターの所管区域
古谷分団	川越市役所古谷市民センターの所管区域
南古谷分団	川越市役所南古谷市民センターの所管区域
高階分団	川越市役所高階市民センターの所管区域
福原分団	川越市役所福原市民センターの所管区域
大東分団	川越市役所大東市民センターの所管区域
山田分団	川越市役所山田市民センターの所管区域
名細分団	川越市役所名細市民センターの所管区域及び川鶴市民センターの所管区域の一部（吉田新町一丁目、吉田新町二丁目及び吉田新町三丁目）
霞ケ関分団	川越市役所霞ケ関市民センターの所管区域、川鶴市民センターの所管区域（吉田新町一丁目、吉田新町二丁目及び吉田新町三丁目を除く。）及び霞ケ関北市民センターの所管区域

【資料２．１０】「トリアージ・タッグ」

トリアージ・タッグ

（表面）　　（裏面）

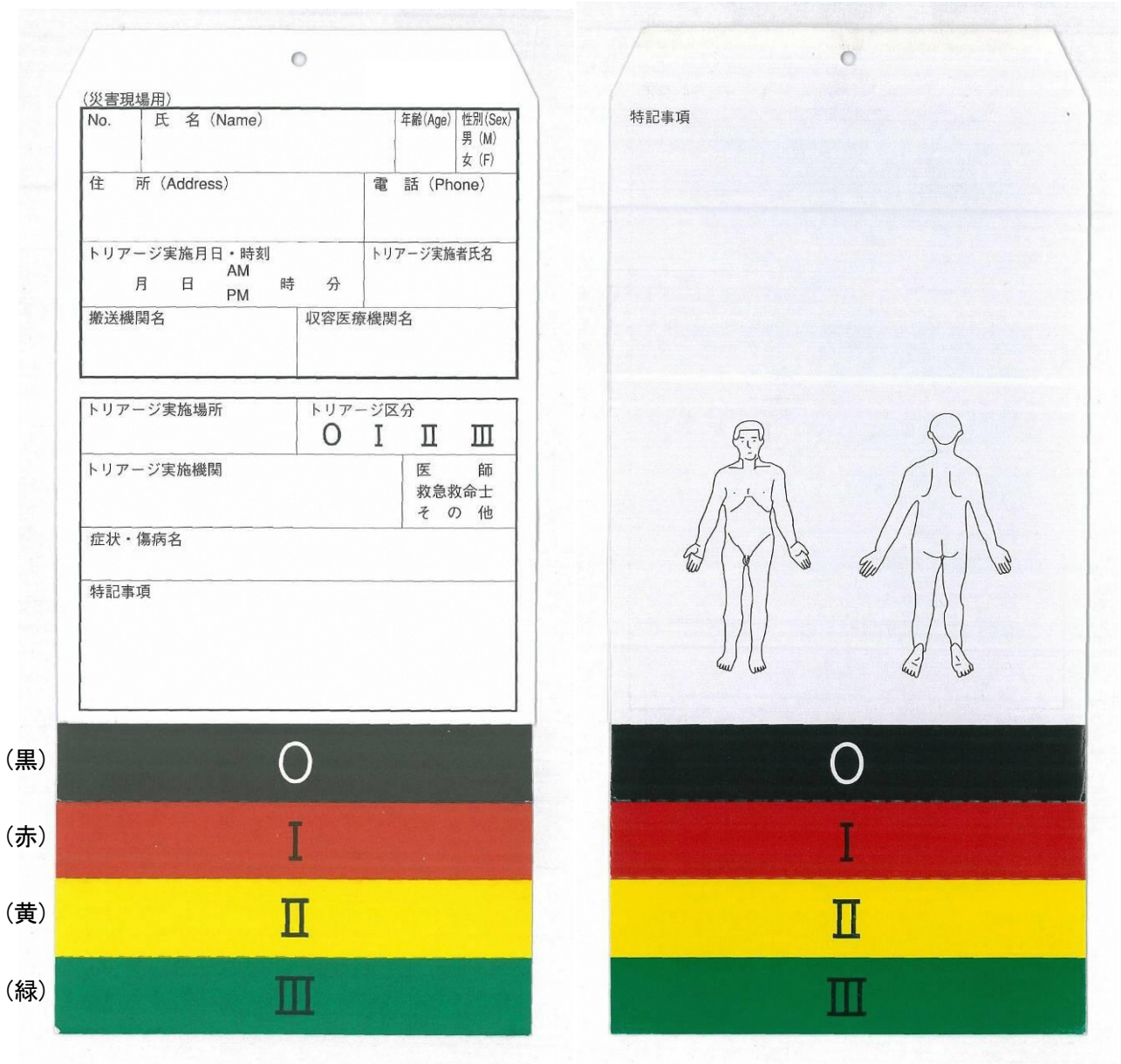

【資料２．１１】「救急病院・救急診療所（川越市）」

救急病院・救急診療所（川越市）

［平成 30 年 4 月現在］

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号（049）	FAX 番号（049）	診療科目	病床数
医療法人豊仁会 三井病院	350-0066	連雀町 19-3	222-5321	225-1982	内、外、小、呼、消、循、リウ、整、脳、小外、泌、肛、眼、リハ、放、歯、矯歯、歯外、乳腺外科、乳腺腫瘍内科、乳腺腫瘍外科、消化器外科、腫瘍内科、血管外科、婦、形	83
医療法人武蔵野総合病院	350-1167	大袋新田 977-9	244-6340	244-6302	内、神内、呼内、消、循内、リウ、外、整、形、脳、心血、皮、泌、肛、眼、耳、リハ、麻、放、血液内科、血管外科	185
医療法人刀圭会 本川越病院	350-0042	中原町 1-12-1	222-0533	224-2109	内、外、整、リハ、脳、消内、消化器外科、肛門外科、糖尿病内科、循内、呼内、神内、放、麻、皮	70
社会医療法人社団尚篤会 赤心堂病院	350-1123	脇田本町 25-19	242-1181	242-1035	外、整、産、婦、内、脳、泌、小、皮、消、循、呼、麻、形、放、リハ、消化器外科、肛門外科、乳腺外科、リウ、内視鏡外科、血管外科	198
医療法人聖心会 南古谷病院	350-0011	久下戸 110	235-7777	235-7765	内、放、リハ、脳、外、整、眼、皮、歯、小歯、歯外、糖尿病内科、消内、循内、呼内、肛門外科	137
医療法人社団誠弘会 池袋病院	350-1175	笠幡 3,724-6	231-1552	233-2075	内、小、外、整、呼、胃、循、小外、皮、泌、肛、リハ、放、麻、脳	76
医療法人康正会病院	350-0822	山田 320-1	223-5711	223-5713	内、呼内、循内、消内、糖尿病内科、神内、内視鏡内科、外、呼外、心血、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、内視鏡外科、整、リハ、脳、泌、皮、形、麻、放	147
医療法人直心会 帯津三敬病院	350-0021	大中居 545	235-1981	235-8063	内、外、消化器外科、循内、脳、整、心療、泌、リハ、乳腺外科、呼内、糖尿病内科、神内、漢方内科	99
埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	鴨田 1,981	228-3400	225-1677	内、外、整、産婦、眼、耳、皮、放、歯、麻、小、泌、形、脳、精、リハ、歯外、心血、呼外、美、神内、リウ、心臓内科、呼内、消内、病理診断科、救急科	1,011
医療法人社団関心会 関本記念病院	350-1159	中台 1-8-6	241-0300	241-0302	内、呼、消、循、小、外、皮、眼、神内、歯、小歯、口外	94
川越救急クリニック	350-0001	古谷上 1,116-1	293-5877	293-5878	救急科、内、小、外、整、麻	4

【資料２．１２】「災害拠点病院（埼玉県）」

災害拠点病院（埼玉県）

［令和元年 4 月現在］

病院名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目	病床数
川口市立医療センター（基幹）	333-0833	川口市 西新井宿 180	048-287-2525	内、消内、血液内科、神内、呼内、腎臓内科、糖尿病･内分泌内科、循、小、精、外、消化器外科、乳腺外科、呼外、小外、心外、脳、整、形、産婦、眼、耳、皮、泌、放、麻、歯外、リハ、病理診断科	539
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 川口総合病院	332-8558	川口市 西川口 5-11-5	048-253-1551	内、外、小、泌、眼、耳、整、脳、皮、放、消内、麻、循内、神内、呼内、産婦、精、呼外、血管外科、糖尿病･内分泌内科、腎臓内科、病理診断科、臨床検査科、リハ、腫瘍内科	424
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市 諏訪 2-1	048-462-1101	内、精、神内、呼内、消内、循内、小、外、消化器外科、乳腺外科、整、形、脳、呼外、小外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、内視鏡内科、内視鏡外科、麻、リハ、病理診断科、緩和ケア内科、心外、総合診療科、救急科	350
獨協医科大学 埼玉医療センター	343-8555	越谷市 南越谷 2-1-50	048-965-1111	内、精、呼内、消内、循内、腎臓内科、神内、小、外、整、脳、心血、小外、皮、泌、産科婦人科、眼、耳、放、麻、形、病理診断科、歯、呼外、リハ、乳腺科	923
草加市立病院	340-8560	草加市 草加 2-21-1	048-946-2200	内、血液内科、内分泌･代謝内科、リウ、腎臓内科、呼内、循内、消内、小、外、心血、整、眼、脳、皮、泌、産婦、耳、リハ、放、歯外、麻、精、 救急科	380
さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区 新都心 1-5	048-852-1111	内、外、産婦、耳、皮、泌、眼、整、小、脳、循、放射線治療科、放射線診断科、心血、リハ、麻、呼外、精、神内、形、緩和ケア内科、歯外、病理診断科、消内、呼内、血液内科、糖尿病内分泌内科、リウ、腎内、乳外、腫瘍内科、救急科、肝臓・胆のう・膵臓内科	632
さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区 三室 2,460	048-873-4111	内、外、脳、整、麻、小、皮、小外、泌、産婦、眼、耳、精、放、心血、神内、循内、消内、新生児内科、救急科、呼外、消外、血管外、リハ、形外、歯外、病理診断	537
自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区 天沼町 1-847	048-647-2111	内、外、泌、心血、脳、放、麻、耳、眼、リハ、整、歯外、皮、循内、小、産婦、病理診断科、精、救急科、形	628
さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区 島根 299-1	048-626-0011	内、外、循内、消内、呼内、糖尿病･内分泌内科、血液内科、消化器外科、乳腺･内分泌外科、脳、整、小、放、病理診断科、リハ、アレ、内科（化学療法）、外科（化学療法）、麻、神内、腎臓内科、泌、皮、耳	340
北里大学 メディカルセンター	364-8501	北本市 荒井 6-100	048-593-1212	内、外、整、産婦、泌、皮、耳、小、眼、リハ、脳、神内、放、麻、形、呼内、消内、循内、腎臓内科、内分泌代謝内科、消化器外科、呼外、乳腺外科、救急科、精、病理診断科、リウマチ、膠原病内科	372
埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市 鴨田 1,981	049-228-3400	内、外、整、産婦、眼、耳、皮、放、歯、麻、小、泌、形、脳、精、リハ、歯外、心血、呼外、美、神内、リウ、心臓内科、呼内、消内、病理診断科、救急科	1,011
埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町 毛呂本郷 38	(外来)049-276-1127 (入院)049-276-1129 (夜間・休日) 049-276-1199	内、外、小、脳、整、皮、麻、泌、耳、眼、産婦、放、形、歯外、リハ、精、リウ、循、呼、消内、消外、神内、小外、呼外、心血、美、病理診断科、矯歯、救急科、緩和ケア内科	886

病院名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目	病床数
防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市 並木 3-2	04-2995-1511	内、精、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、歯外、形、心血、神内、循内、腎臓内科、内分泌・代謝内科、消内、感染症・呼吸器内科、血液内科、消化器外科、呼外、乳腺・内分泌外科、小外、がん・薬物療法・腫瘍内科	624
埼玉医科大学 国際医療センター	350-1241	日高市 山根 1,397-1	042-984-4111	内、外、小、脳、整、皮、麻、泌、耳、呼外、心血、リハ、精、形、心臓内科、呼内、消内、消化器外科、神内、小外、眼、産婦、放、歯外、病理診断科	700
社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市 持田 376	048-552-1111	内、心療、精、神内、呼内、消内、消化器外科、循内、リウ、小、外、整、脳、皮、泌、肛門外科、眼、耳、リハ、放、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科、麻、緩和ケア内科、腎臓内科、血管外科、病理診断科	450
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 栗橋病院	349-1105	久喜市 小右衛門 714-6	0480-52-3611	内、小、リハ、外、脳、泌、眼、耳、皮、麻、循、放、整、呼内、消内、神内、糖尿病内科、腎臓内科、呼外、救急、漢方内科、乳腺外科、内視鏡外科、心血、形、血液内	325
新久喜総合病院	346-8530	久喜市 上早見 418-1	0480-26-0033	内、呼内、循内、消内、代謝・糖尿病内科、腎内、神内、外、整外、脳外、形外、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、放、麻、救急化、呼外、心血、乳腺外科、病理診断科、肛外	300
深谷赤十字病院	366-0052	深谷市 上柴町西 5-8-1	048-571-1511	内、外、小、皮、耳、眼、整、産婦、消、脳、泌、麻、形、小外、神内、精、循、心血、呼外、緩和ケア外科、歯外、病理診断科、放射線診断科、放射線治療科、救急科	500
医療法人社団愛友会 上尾中央病院	362-8588	上尾市 柏座 1-10-10	048-773-1111	内、循内、消内、神内、糖尿病内科、膠原病内科、腎内、血液内、呼内、アレ、感染症内科、腫瘍内科、緩和ケア内科、心療、腎臓内科、小、産婦、外、整、脳、心血、消化器外科、肝臓外科、乳外、呼外、気管食道外科、肛外、内視鏡外科、小外、泌、耳、頭頚部外科、眼、形外、美容外科、皮、麻、救急科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、臨床検査科、リハ、歯外	733
羽生総合病院	348-8505	羽生市 下岩瀬 446	048-562-3000	内、呼内、循内、消内、血液内、神内、漢方内科、外、呼外、心血、消化器外科、整、脳外、小、産婦、眼、耳、リハ、皮、泌、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、臨床検査科、歯外、救急科	311
埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区 新都心 1-2	048-601-2200	小、心血脳外、小外、整、形外、精、アレ、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、病理診断科、臨床検査科、救急科、麻、小歯	316

【資料２．１３】「救命救急センター（埼玉県）」

救命救急センター（埼玉県）

［平成 30 年 4 月現在］

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
獨協医科大学 埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
さいたま赤十字病院(高度)	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
埼玉医科大学 総合医療センター(高度)	350-8550	川越市鴨田 1,981	049-228-3400
防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
埼玉医科大学 国際医療センター	350-1241	日高市山根 1,397-1	042-984-4111
深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511

小児救命救急センター（埼玉県）

［平成 30 年 4 月現在］

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1,981	049-228-3400

周産期母子医療センター（埼玉県）

［平成 30 年 4 月現在］

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
さいたま赤十字病院 （総合） 埼玉県立小児医療センター	330-8553 330-8777	さいたま市中央区新都心 1-5 さいたま市中央区新都心 1-2	048-852-1111 048-601-2200
さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2,460	048-873-4111
自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
埼玉医科大学 総合医療センター(総合)	350-8550	川越市鴨田 1,981	049-228-3400
埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	(外来)049-276-1127 (入院)049-276-1129 (夜間・休日) 049-276-1199
独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	359-1151	所沢市若狭 2-1,671	04-2948-1111
深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511

【資料２．１４】「離着陸場ドクターヘリ（ランデブーポイント）」

平成３０年１２月現在

離着陸場ドクターヘリ（ランデブーポイント）

（本市関連）　（１／２）

番号	ポイント名	名　　称	住　　所
１	ＫＧ０１	泉小学校	川越市大字小室４６３番地
２	ＫＧ０３	牛子小学校	川越市大字牛子４１８番地
３	ＫＧ０４	大塚小学校	川越市大塚２丁目１０番地１
４	ＫＧ０５	霞ヶ関小学校	川越市大字笠幡１７７番地
５	ＫＧ０６	霞ヶ関北小学校	川越市伊勢原町５丁目１番地１
６	ＫＧ０７	霞ヶ関西小学校	川越市大字笠幡３９７１番地４
７	ＫＧ０８	霞ヶ関東小学校	川越市大字的場２７３５番地２
８	ＫＧ０９	霞ヶ関南小学校	川越市大字かすみ野１丁目１番地４
９	ＫＧ１０	上戸小学校	川越市大字上戸３９０番地１
１０	ＫＧ１３	川越西小学校	川越市川鶴１丁目５番地
１１	ＫＧ１６	大東西小学校	川越市大字山城３２番地５
１２	ＫＧ１７	高階小学校	川越市大字砂新田５８番地
１３	ＫＧ１８	高階北小学校	川越市砂新田１丁目１６番地１
１４	ＫＧ１９	高階西小学校	川後市大字藤間１１０２番地
１５	ＫＧ２０	高階南小学校	川越市諏訪町１２番地３
１６	ＫＧ２１	大東東小学校	川越市大字豊田本１１６２番地
１７	ＫＧ２４	寺尾小学校	川越市大字寺尾９７９番地２
１８	ＫＧ２５	名細小学校	川越市大字小堤２１４番地
１９	ＫＧ２６	広谷小学校	川越市大字下広谷５５８番地
２０	ＫＧ２７	福原小学校	川越市大字今福５０８番地
２１	ＫＧ２８	古谷小学校	川越市大字古谷上５４６５番地
２２	ＫＧ２９	教育センター	川越市大字古谷上６０８３番地１０
２３	ＫＧ３０	南古谷小学校	川越市大字木野目１４５１番地
２４	ＫＧ３１	武蔵野小学校	川越市むさし野１４番地１
２５	ＫＧ３４	霞ヶ関中学校	川越市大字笠幡７２番地
２６	ＫＧ３５	霞ヶ関西中学校	川越市大字笠幡３４６４番地３
２７	ＫＧ３６	霞ヶ関東中学校	川越市大字的場２７０６番地
２８	ＫＧ３７	川越第一中学校	川越市小仙波町５丁目６番地
２９	ＫＧ３８	川越西中学校	川越市川鶴１丁目１番地
３０	ＫＧ３９	鯨井中学校	川越市大字鯨井５６２番地２
３１	ＫＧ４０	城南中学校	川越市新宿町３丁目１９番地１
３２	ＫＧ４１	砂中学校	川越市大字砂２６０番地
３３	ＫＧ４２	大東中学校	川越市南大塚丁目２０番地１
３４	ＫＧ４３	大東西中学校	川越市大字大袋新田３９１番地
３５	ＫＧ４４	高階中学校	川越市大字藤間１０番地
３６	ＫＧ４５	高階西中学校	川越市大字砂新田２５９３番地
３７	ＫＧ４６	寺尾中学校	川越市大字寺尾１０６８番地
３８	ＫＧ４７	名細中学校	川越市大字小堤１４番地
３９	ＫＧ５０	東中学校	川越市大字小中居２７８番地
４０	ＫＧ５１	福原中学校	川越市大字今福５１２番地

（本市関連）　（2／2）

番号	ポイント名	名　　称	住　　所
４１	ＫＧ５２	富士見中学校	川越市大字東田町１７番地１
４２	ＫＧ５３	南古谷中学校	川越市大字久下戸３７２１番地
４３	ＫＧ５６	川越運動公園	川越市大字下老袋３８８番地１
４４	ＫＧ７１	入間大橋緑地	川越市大字中老袋１５０番地
４５	ＫＧ７３	川越東高校	川越市久下戸６０６０番地
４６	ＫＧ７４	高階公共南広場	川越市大字砂新田４６５番地１
４７	ＫＧ７５	高階運動公園広場Ａ面	川越市大字砂４５１番地１
４８	ＫＧ７６	日本大学経済学部総合運動場	川越市大字中福８６８番地
４９	ＫＧ７７	南部地域公共広場	川越市大字砂久保６８番地１
５０	ＫＧ８０	川越水上公園	川越市大字池辺８８０番地
５１	ＫＧ８１	八瀬大橋緑地（グランド）	川越市大字的場３５２９番地先
５２	ＫＧ８２	上戸緑地サッカー場	川越市大字的場２８７０番地先
５３	ＫＧ８３	東洋大学工学部川越校舎陸上競技場	川越市大字鯨井２１００番地

【資料２．１５】「緊急輸送道路位置図」

埼玉県指定及び川越市指定の緊急輸送道路位置図

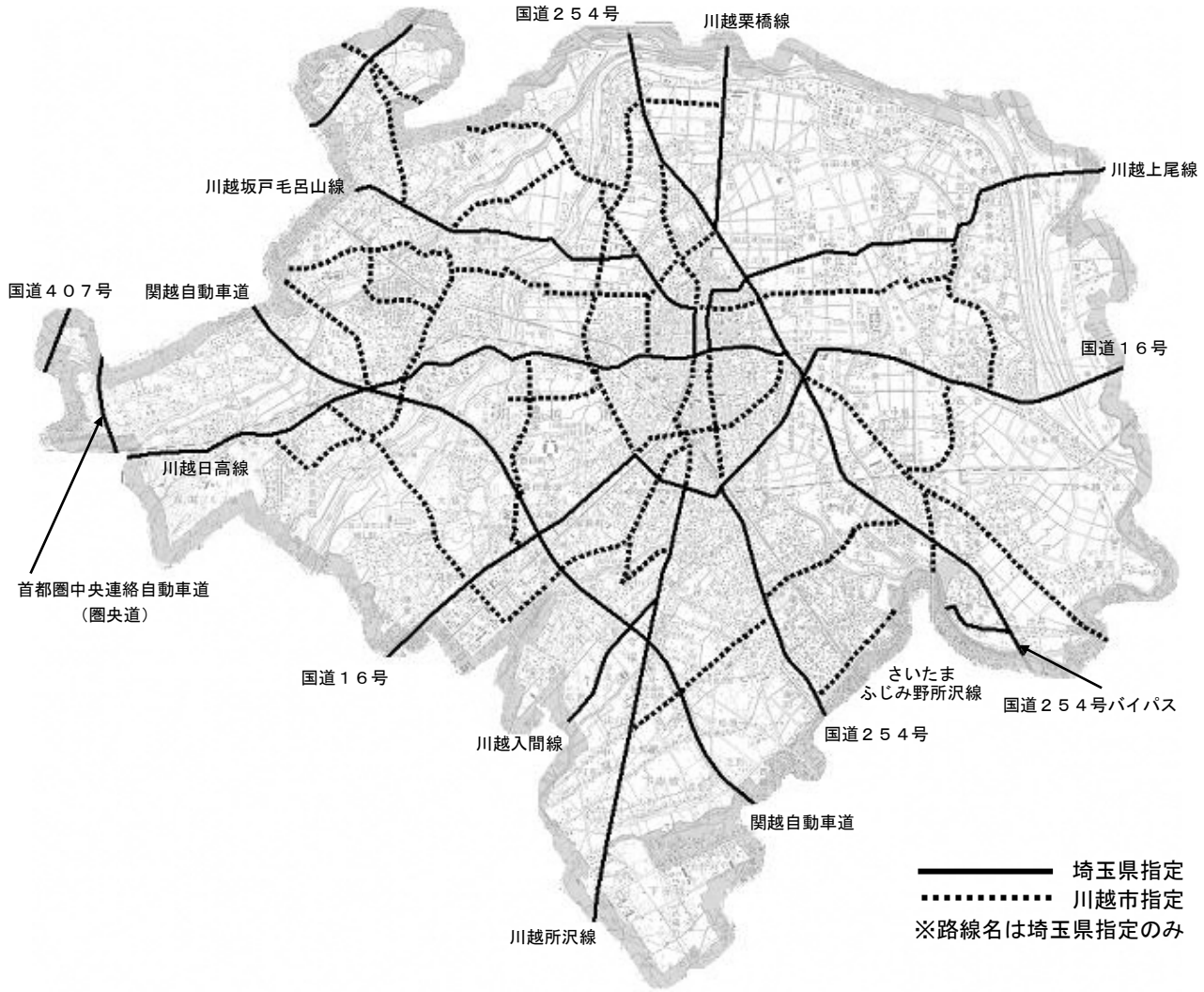

地区名	川越市地区	面積	109.13㎢	区域	川越市（全域）

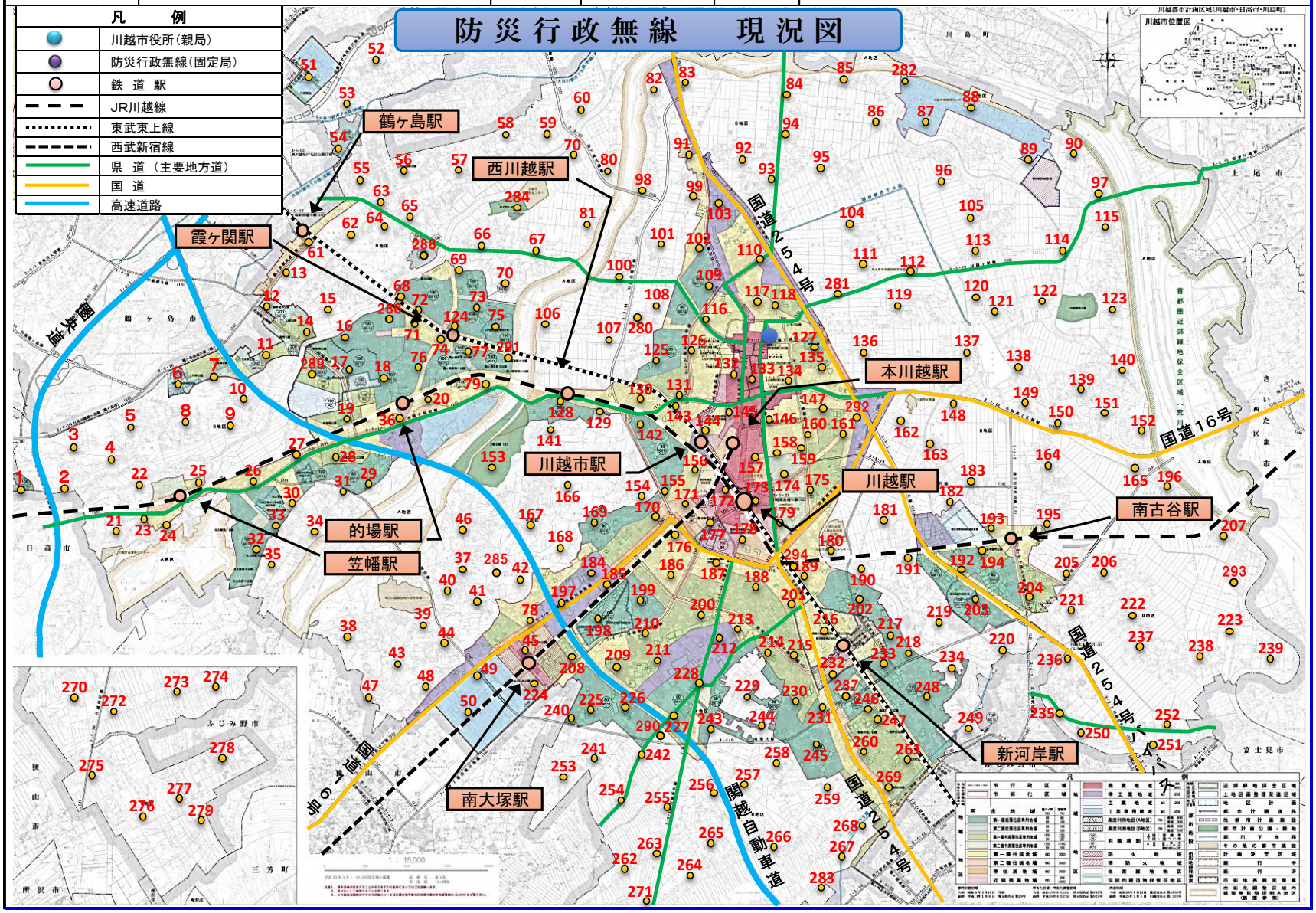

【資料２．１７】「防災行政無線一覧表」

親局No.	名称	所在地
0	市役所庁舎内操作卓	川越市元町 1 丁目 3 番 1

子局No.	名称	所在地
0	市役所屋上	川越市元町 1 丁目 3 番 1
1	大笠自治会館	川越市笠幡 2735 番 104
2	笠幡光明寺	川越市笠幡 2799 番 2
3	笠幡八坂神社	川越市笠幡 2609 番 1
4	川越西高校　正門前	川越市笠幡 3001 番 14
5	笠幡浅間神社南	川越市笠幡 1999 番 1
6	上丹草公園	川越市川鶴 3 丁目 5 番
7	川鶴市民センター	川越市川鶴 2 丁目 8 番 3
8	笠幡三島神社脇	川越市笠幡 1690 番 1
9	笠幡尾崎神社脇	川越市笠幡 1281 番 1
10	笠幡芳地戸公民館	川越市笠幡 955 番
11	川越西小学校	川越市川鶴 1 丁目 5 番
12	小畔水鳥の郷公園	川越市吉田新町 3 丁目 19 番
13	天沼新田 118 番付近	川越市天沼新田 118 番 2
14	旧吉田学校給食センター	川越市吉田 444 番
15	吉田白髭神社	川越市吉田 192 番 1
16	かほく運動公園	川越市霞ヶ関北 6 丁目 31 番 1
17	かすみ野公園	川越市伊勢原町 2 丁目 20 番
18	伊勢原第3公園	川越市伊勢原町 1 丁目 1 番
19	的場原公園	川越市的場 2 丁目 17 番
20	的場八坂神社	川越市的場 1876 番 1
21	養護老人ホームやまぶき荘	川越市笠幡 3590 番 2
22	霞ヶ関西小学校	川越市笠幡 3971 番 4
23	笠幡白鬚神社	川越市笠幡 3686 番 1
24	霞ヶ関西中学校	川越市笠幡 3470 番 1
25	倉ケ谷戸公民館	川越市笠幡 4494 番 3
26	山伝公会堂	川越市笠幡 134 番 21
27	霞ケ関小学校	川越市笠幡 177 番 1
28	たぬき山公園	川越市的場 1 丁目 19 番
29	若宮八幡神社	川越市的 529 番 1
30	霞ヶ関第二浄水場	川越市笠幡 85 番 2
31	的場 169 番付近	川越市的場 169 番
32	水久保第三公園	川越市かすみ野 3 丁目 6 番
33	霞ヶ関南小学校	川越市かすみ野 1 丁目 1 番 4
34	安比奈新田 164 番付近	川越市安比奈新田 164 番 4
35	水久保第四公園	川越市かすみ野 1 丁目 25 番
36	川越市消防団霞ヶ関分団	川越市的場 1223 番 1
37	大袋児童遊園	川越市大袋 255 番
38	増形 464 番付近	川越市増形 464 番 3
39	日東町自治会館	川越市日東町 15 番 15
40	大袋 404 番付近	川越市大袋 404 番 1

子局No.	名称	所在地
41	大袋新田 606 番付近	川越市大袋新田 606 番 1
42	大東中学校	川越市南大塚 1 丁目 20 番 1
43	藤倉天神社	川越市藤倉 197 番
44	大東西小学校	川越市山城 50 番
45	南台かすみ公園	川越市南台 2 丁目 10 番
46	池辺熊野神社	川越市池辺 263 番 2
47	猪鼻自治会館	川越市大袋新田 285 番
48	かし野台氷川神社	川越市かし野台 1 丁目 13 番 3
49	南台 1 丁目 2 番付近	川越市南台 1 丁目 2 番
50	南台 1 丁目 5 番付近	川越市南台 1 丁目 5 番 2
51	竹野 5 番付近	川越市竹野 5 番 1
52	下広谷観音堂	川越市下広谷 465 番 3
53	広谷小学校	川越市下広谷 562 番
54	富士見五反町公園	川越市広谷新町 16 番
55	下広谷南自治会館	川越市下広谷 1070 番 1
56	小堤集会所	川越市小堤 784 番 1
57	小堤東児童遊園	川越市小堤 550 番 2
58	下小坂 486 番付近	川越市下小坂 486 番 1
59	下小坂自治会館	川越市下小坂 651 番 2
60	下小坂白髭神社前	川越市下小坂 1003 番 1
61	天沼新田消防小屋脇	川越市天沼新田 144 番 1
62	東洋大学	川越市鯨井 2100 番
63	名細市民センター	川越市小堤 662 番 1
64	名細中学校	川越市小堤 14 番
65	名細小学校	川越市小堤 196 番 2
66	鯨井第二児童遊園	川越市鯨井 1118 番 1
67	鯨井中学校	川越市鯨井 572 番 1
68	みよしの公園	川越市吉田 685 番 1
69	川越西文化会館	川越市鯨井 1556 番 1
70	上戸小学校	川越市上戸 394 番 1
71	霞ケ関北公民館	川越市的場北 1 丁目 18 番 6
72	霞ケ関第一浄水場	川越市的場 2173 番 18
73	上戸自治会館	川越市上戸 168 番 4
74	霞ケ関駅南口	川越市霞ヶ関東 1 丁目 3 番 16
75	上戸公園管理事務所	川越市上戸 27 番 26
76	的場 2415 番付近	川越市的場 2415 番 1
77	霞ヶ関東第2公園	川越市霞ヶ関東 4 丁目 15 番 1
78	菅原神社	川越市南大塚 2 丁目 4 番 7
79	霞ヶ関東中学校	川越市的場 2765 番 1
80	平塚水防倉庫脇	川越市平塚 789 番 1
81	鯨井 164 番付近	川越市鯨井 164 番
82	福田自治会館	川越市福田 425 番 1
83	福田 155 番付近	川越市福田 155 番 8
84	府川 1305 番付近	川越市府川 1305 番 3
85	管間中・下公民館	川越市菅間 764 番
86	菅間下集会所	川越市菅間 551 番

子局No.	名称	所在地
87	芳野台 2 丁目 8 番付近	川越市芳野台2丁目 8 番 32
88	芳野台汚水中継ポンプ場	川越市芳野台 2 丁目 8 番 19
89	芳野台第2公園	川越市芳野台 1 丁目 103 番 42
90	上老袋自治会集会場	川越市上老袋 473 番
91	山田西町集会所	川越市山田 894 番 2
92	山田八幡神社	川越市府川 226 番 1
93	府川自治会館	川越市府川 130 番
94	管間第二学校給食センター	川越市菅間 18 番 1
95	谷中集落センター	川越市谷中 229 番 1
96	芳野中学校	川越市石田本郷 733 番
97	老袋自警消防団小屋脇	川越市中老袋 363 番 2
98	寺山自治会館	川越市寺山 543 番
99	山田小学校	川越市山田 700 番
100	上寺山自治会館	川越市上寺山 529 番 1
101	寺山 146 番付近	川越市寺山 146 番 4
102	神明町保育園	川越市神明町 64 番 4
103	南山田自治会館	川越市山田 1915 番 2
104	北田島観音堂	川越市北田島 26 番
105	西門集会所	川越市鴨田 405 番 1
106	小ケ谷公園	川越市上寺山 672 番 1
107	今成小学校	川越市今成 2 丁目 42 番 1
108	シルバー人材センター	川越市石原町 2 丁目 33 番 1
109	県営川越神明町団地	川越市神明町 49 番 1
110	宮元町公園	川越市宮元町 10 番 10
111	芳野市民センター	川越市北田島 119 番 2
112	川越花き市場	川越市寺井 214 番 12
113	鍛冶屋敷集会所	川越市鴨田 611 番 1
114	県道川越上尾線芳野台工業団地入口交差点	川越市鴨田 1862 番 2
115	下老袋氷川神社	川越市下老袋 732 番 1
116	石原町 1 丁目 10 番付近	川越市石原町 1 丁目 10 番 4
117	志多町会館	川越市志多町 12 番 3
118	北公民館	川越市氷川町 107 番
119	弥陀堂	川越市伊佐沼 222 番
120	農業ふれあいセンター北側	川越市伊佐沼 861 番 1
121	金精稲荷神社脇	川越市鴨田 1416 番 1
122	大下公民館	川越市鴨田 1787 番 2
123	下老袋農民センター	川越市下老袋 338 番 1
124	霞ケ関駅北口	川越市的場 2247 番 7
125	今成熊野神社	川越市今成3丁目 4 番 4
126	児童センターこどもの城	川越市石原町 1 丁目 41 番 2
127	初雁公園	川越市郭町 2 丁目 13 番 1
128	小ケ谷老人憩いの家	川越市小ヶ谷 159 番 17
129	小室 510 番付近	川越市小室 510 番
130	警視庁団地児童遊園	川越市今成 4 丁目 9 番 5
131	月越小学校	川越市月吉町 51 番
132	鴉山稲荷神社	川越市仲町 10 番 11

子局No.	名称	所在地
133	仲町 1 番付近	川越市仲町 1 番 20
134	中央公民館	川越市三久保町 18 番 3
135	郭町浄水場	川越市郭町 2 丁目 19 番 1
136	杉森稲荷神社	川越市松郷 812 番
137	伊佐沼公園	川越市伊佐沼 584 番
138	沼端公民館	川越市古谷上 2095 番
139	黒須公民館	川越市古谷上 4067 番 1
140	古谷上 5621 番付近	川越市古谷上 5621 番 2
141	小室地内道路	川越市小室 251 番 5
142	上野田町児童遊園	川越市上野田町 55 番 2
143	三光町東上線159号踏切脇	川越市三光町 39 番 12
144	川越女子高等学校	川越市六軒町 1 丁目 23 番
145	中央小学校	川越市中原町 1 丁目 25 番
146	通町公園	川越市通町 16 番 3
147	小仙波町 3 丁目 6 番付近	川越市小仙波町3丁目 6 番 5
148	八ツ島児童遊園	川越市八ツ島 27 番 1
149	古谷浄水場	川越市古谷上 3560 番
150	古谷市民センター	川越市古谷上 3830 番 3
151	古谷小学校	川越市古谷上 5460 番
152	市立教育センター	川越市古谷上 6083 番 15
153	県営川越(水上)公園	川越市池辺 833 番
154	野田中学校	川越市野田町 2 丁目 19 番 14
155	野田町二丁目児童遊園	川越市野田町 2 丁目 16 番 161
156	富士見中学校	川越市東田町 17 番 1
157	本川越駅前立体駐車場脇	川越市新富町2丁目 5 番 1
158	川越工業高校	川越市西小仙波町 2 丁目 28 番 1
159	川越第一中学校	川越市小仙波町 5 丁目 6 番
160	川越総合高校	川越市小仙波町 5 丁目 14 番 1
161	仙波町 3 丁目 16 番付近	川越市仙波町3丁目 16 番 9
162	川越工業高校グランド	川越市小仙波 847 番
163	高島集会所	川越市高島 517 番
164	古谷上 4748 番付近	川越市古谷上 4748 番 2
165	古谷本郷上農業センター	川越市古谷本郷 1022 番
166	薬師堂児童遊園	川越市豊田本 558 番
167	大東東小学校	川越市豊田本 1162 番
168	豊田町集会所	川越市豊田町 2 丁目 28 番 7
169	豊田町 1 丁目 24 番付近	川越市豊田町1丁目 24 番 1
170	脇田新町保育園	川越市脇田新町 18 番 7
171	東田町自治会集会所	川越市東田町 7 番 80
172	川越駅西口第一自転車駐車場	川越市脇田本町 25 番 25
173	川越駅東口三角広場	川越市脇田町 104 番
174	仙波町 1 丁目南団地集会所	川越市仙波町 1 丁目 4 番 18
175	仙波第二会館	川越市仙波町4丁目 2 番 3
176	旧川越市斎場	川越市旭町 1 丁目 20 番 9
177	脇田本町公園	川越市脇田本町 11 番 32
178	新宿町1丁目2番8号　川越市用地	川越市新宿町 1 番 2 番 8

子局No.	名称	所在地
179	仙波小学校	川越市富士見町 4 番 1
180	新河岸川上流水循環センター	川越市大仙波 1287 番
181	仙波浄水場	川越市大仙波 845 番 1
182	大中居 580 番付近	川越市 大中居 580 番 1
183	大中居集会所　南側	川越市大中居 137 番
184	中耕地公園	川越市豊田町 2 丁目 20 番 11
185	大塚新田稲荷窪自治会館	川越市大塚 1 丁目 26 番 16
186	市立川越高校	川越市旭町 2 丁目 3 番 7
187	新宿団地集会所	川越市新宿町 5 丁目 13 番 35
188	城南中学校	川越市新宿町 3 丁目 19 番 1
189	岸町市営住宅内公園	川越市岸町 1 丁目 21 番 1
190	砂中学校	川越市砂 260 番
191	南田島公民館	川越市南田島 1550 番
192	並木西町公園	川越市並木西町 16 番
193	並木北田第1公園	川越市並木 94 番 18
194	並木氷川神社	川越市並木新町 5 番 1
195	東中学校	川越市小中居 278 番
196	古谷本郷上組千手堂自治会集会所	川越市古谷本郷 1920 番 2 及び 5
197	大塚新田消防倉庫	川越市大塚 1 丁目 19 番 10
198	並木広場	川越市大塚新町 28 番 5
199	大塚小学校	川越市大塚 2 丁目 10 番 1
200	新宿小学校	川越市新宿町 6 丁目 9 番 1
201	岸町 2 丁目 12 番付近	川越市岸町 2 丁目 12 番 10
202	砂自治会館	川越市砂 410 番 4
203	藤木町第二公園	川越市藤木町 16 番 2
204	南古谷小学校	川越市木野目 1451 番
205	川越高等技術専門校前	川越市今泉 25 番 1
206	上久下戸集会所	川越市久下戸 2051 番
207	古尾谷八幡神社	川越市古谷本郷 1406 番 1 及び 5
208	南大塚 3 丁目 11 番付近	川越市南大塚 3 丁目 100 番 177
209	中台つつじケ丘自治会集会所前	川越市むさし野南 100 番 19
210	武蔵野小学校	川越市むさし野 14 番 1
211	今福武蔵野第3公園	川越市中台 1 丁目 9 番 3
212	中台八雲神社	川越市中台 1 丁目 13 番 10
213	岸町健康ふれあい広場	川越市岸町 3 丁目 33 番 3
214	高階北小学校	川越市砂新田 1 丁目 16 番 28
215	砂新田公園	川越市砂新田 2 丁目 13 番
216	砂 807 番付近	川越市砂 807 番 1
217	砂氷川神社	川越市砂 642 番 4
218	新河岸自治会館	川越市下新河岸 56 番 1
219	牛子小学校	川越市牛子 418 番
220	桜堤公園	川越市南田島 2503 番 22
221	南古谷市民センター	川越市今泉 371 番 1
222	久下戸 2201 番付近	川越市久下戸 2201 番 1
223	萱沼稲荷神社	川越市萱沼 2215 番 2
224	南台ふじみ公園	川越市南台 3 丁目 5 番

子局No.	名称	所在地
225	南大塚 5 丁目 31 番付近	川越市南大塚 5 丁目 31 番 3
226	中台自警前市道	川越市今福 245 番 2
227	中台第1公園	川越市中台 2 丁目 10 番 16
228	県道宮寺川越線今福交差点	川越市今福 853 番 1
229	砂久保第一児童遊園	川越市砂久保 37 番 23
230	横田五ツ又駐車場	川越市砂新田 5 丁目 13 番 2
231	高階中学校	川越市藤間 10 番
232	高階小学校	川越市砂新田 58 番
233	原稲荷神社	川越市寺尾 120 番
234	寺尾 366 番付近	川越市寺尾 366 番 3
235	古市場 366 番付近	川越市古市場 366 番 1
236	古市場氷川神社　脇市道	川越市古市場 1 番 4
237	下久下戸公民館	川越市久下戸 3108 番 2
238	久下戸氷川神社	川越市久下戸 2788 番 1
239	萱沼神明神社脇	川越市萱沼 2606 番 2
240	萱場児童遊園	川越市南大塚 6 丁目 27 番 23
241	福原グランド	川越市今福 2896 番 1
242	福原第五分団消防小屋	川越市今福 467 番 4
243	今福原平野神社	川越市今福 1121 番 1
244	砂久保第三児童遊園	川越市砂久保 78 番 3
245	砂新田 386 番付近	川越市砂新田 386 番 1
246	藤間 121 番付近	川越市藤間 121 番 4
247	高階保育園駐車場	川越市藤原町 27 番 2
248	高階第二保育園	川越市寺尾 190 番 1
249	寺尾小学校	川越市寺尾 979 番 2
250	蓮光寺	川越市渋井 248 番 1
251	渋井公民館	川越市渋井 705 番 2
252	渋井 1633 番付近	川越市渋井 1633 番 1
253	今福 2919 番付近	川越市今福 2919 番 1
254	今福上集会所	川越市今福 240 番 3
255	福原中学校	川越市今福 512 番 1
256	今福第二団地集会所脇	川越市今福 1645 番 1
257	今福 1277 番付近	川越市今福 1277 番 6
258	川越初雁高校	川越市砂新田 2564 番 1
259	高階西小学校	川越市藤間 1102 番
260	高階南小学校	川越市諏訪 12 番 3
261	清水町公園	川越市清水町 3 番 3
262	中福 692 番付近	川越市中福 692 番 1
263	中福 419 番付近	川越市中福 419 番 14
264	上松原自治会館	川越市上松原 244 番
265	上松原児童遊園	川越市上松原 363 番 1
266	福原第4分団	川越市下松原 274 番 1
267	砂新田 451 番付近	川越市砂新田 451 番 9
268	旧藤間学校給食センター	川越市藤間 948 番 1
269	熊野町公園	川越市熊野町 11 番 1
270	中福稲荷神社	川越市中福 2 番 1

子局No.	名称	所在地
271	中福 20 番付近	川越市中福 20 番 1
272	下赤坂 80 番付近	川越市下赤坂 80 番 1
273	下赤坂自警団裏	川越市下赤坂 286 番 1
274	下赤坂 380 番付近	川越市下赤坂 380 番 1
275	下赤坂 1805 番付近	川越市下赤坂 1805 番 52
276	日本大学経済学部総合運動場	川越市中福 868 番 1
277	大野原公民館	川越市下赤坂 746 番 2
278	武蔵町会館	川越市下赤坂 628 番 1
279	下赤坂 713 番付近	川越市下赤坂 713 番 1
280	石原町 2 丁目 68 番付近	川越市石原町 2 丁目 68 番 8
281	氷川町県道川越上尾線脇	川越市氷川町 282 番 2
282	芳野台工業協同組合事務所	川越市芳野台 2 丁目 8 番 5
283	下松原 496 番付近	川越市下松原 496 番 4
284	なぐわし公園	川越市大字鯨井 1327 番 1
285	大東市民センター	川越市豊田本 1881 番 1
286	霞ケ関北市民センター	川越市霞ケ関北 3 丁目 12 番 4
287	高階市民センター	川越市藤間 27 番 1
288	春日第一公園	川越市小堤 62 番 273
289	伊勢原緑地	川越市伊勢原町 5 丁目 4 番 1
290	今福下自治会集会所	川越市今福 599 番 4 付近
291	霞ケ関東第6公園内	川越市霞ケ関東 5 丁目 7 番 5
292	小仙波水利組合農業用水機場内	川越市小仙波 100 番 2
293	柳原公園	川越市古谷本郷 1610 番 20 付近
294	市営住宅岸町北団地	川越市岸町 1 丁目 14 番 7

【資料２．１８】「時系列からみた応急対策の流れ」

■活動体制の確立

項目＼時間	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
配備・動員体制	・地震情報、被害状況の把握 ・配備体制の決定 ・職員の動員	・出動職員の把握 ・職員の調整 ・交替要員の確保	・出動職員の把握 ・職員の調整 ・交替要員の確保
災害対策本部の設置・運営	・地震情報、被害状況の把握 ・災害対策本部の設置 ・災害対策本部設置の通知 ・本部会議の開催	・災害対策本部の運営 ・本部会議の開催 ・応急活動の実施状況の把握 ・職員の調整	・災害対策本部の運営 ・本部会議の開催 ・応急活動の実施状況の把握 ・職員の調整
応急活動	・来庁者、職員の安全確保 ・庁舎等の被害状況の把握 ・地震情報、被害状況の把握 ・初動活動の実施	・応急活動の実施 ・応急活動の実施状況の把握 ・職員の調整	・応急活動の実施 ・応急活動の実施状況の把握 ・職員の調整 ・日常業務への移行準備
相互協力	・地震情報、被害状況の把握 ・応援要請の決定 ・応援の要請 ・応援部隊の受け入れ体制の確立 （宿泊所、活動拠点の斡旋など）	・応援部隊の受け入れ ・活動内容等の調整、協議	・活動内容等の調整、協議 ・経費の負担区分等の協議準備
自衛隊の災害派遣	・地震情報、被害状況の把握 ・応援要請の決定 ・応援の要請 ・応援部隊の受け入れ体制の確立 （宿泊所、活動拠点の斡旋など） ・応援部隊の受け入れ	・応援部隊の受け入れ ・活動内容等の調整、協議	・活動内容等の調整、協議 ・経費の負担区分等の協議準備
ボランティアの受け入れ	・ボランティアの受け入れ体制の確立	・ボランティアの受付窓口の開設 ・ボランティアの受付 ・埼玉県への派遣要請 ・ボランティアの派遣	・ボランティアの受付 ・ボランティアの派遣 ・ボランティアの要員の調整 ・埼玉県への報告

■情報の収集・伝達

項目＼時間	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
災害情報の収集伝達	・情報連絡体制の確立 ・通信手段の確保 ・地震情報の収集 ・初動期の情報収集 ・情報の整理、分析 ・関係機関への報告	・被害調査活動 ・情報の整理、分析 ・関係機関への報告 ・災害状況及び対策の記録	・被害調査活動 ・情報の整理、分析 ・関係機関への報告 ・災害状況及び対策の記録
市民への広報活動	・広報体制の確立 ・広報手段の確保 ・初動期の広報の実施	・市民への広報の継続 ・広報紙(臨時)の発行体制の確立	・生活再開時期の広報の実施 ・臨時広報紙の発行、掲示、配布
報道機関への情報提供	・報道機関への情報の提供	・報道機関への情報の提供 ・県への災害情報の報道依頼	・報道機関への情報の提供 ・埼玉県への災害情報の報道依頼
市民への各種相談窓口	・相談窓口の設置準備 ・関連資料の収集	・相談窓口の開設、相談の受付 ・関連資料の収集	・相談窓口における相談の受付 ・関連資料の収集 ・相談要員の確保

■消防活動

項目＼時間	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
消防活動	・被害状況の把握 ・初動体制の確立 （警防本部、署隊本部の設置） ・消防活動の実施 ・関係機関への応援要請	・二次災害防止対策の実施 ・交替要員の確保	・二次災害防止対策の実施 ・交替要員の確保
危険物対策	・施設責任者による緊急停止措置 ・関係機関への連絡 ・応急点検、応急活動の実施	・復旧作業の実施 ・施設の総点検の実施	・復旧作業の実施 ・施設の総点検の実施

■救援・救護活動

時間／項目	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
人命救助活動	・人命救助活動の実施 （警察、消防、自衛隊等との連携による） ・負傷者の救護、搬送	・人命救助活動の実施 ・負傷者の救護、搬送 ・行方不明者の安否確認 （名簿等による確認） ・行方不明者の捜索 （警察、消防等との連携による）	・活動報告のとりまとめ ・活動報告 ・行方不明者名簿の確定
避　難	・避難の勧告・誘導 ・避難所の安全性、被害状況の把握 ・避難所の開設 ・避難所開設の報告 ・避難者の把握（名簿の作成） ・災害弱者、傷病者の把握	・避難所の運営管理体制の確立 （自主防災組織等との連携による） ・応急給水（飲料水）の実施 ・食料、物資の供給 ・仮設トイレ等の設置 ・生活用水の確保	・避難所の運営管理 ・避難所生活の長期化対策の検討 （炊き出し対策、入浴対策、トイレ対策、ゴミ対策） ・食料､物資の必要品目､量の把握
災害時要援護者への支援	・在宅の災害弱者の救援・救護 （民生委員、自主防災組織等との連携による） ・社会福祉施設入所者の救援・救護 （施設管理者と協力） ・外国人の救援・救護	・受入先の確保、移送 ・生活救援物資の供給 ・各種情報の提供 ・巡回サービスの実施 ・災害弱者の要望等の把握	・受入先の確保、移送 ・生活救援物資の供給 ・各種情報の提供 ・巡回サービスの実施 ・災害弱者の要望等の把握
医療救護	・医療機関の被害状況の把握 ・関係機関（医師会等）への協力要請 ・医療救護の需要の把握 ・医療救護班の派遣要請 ・医薬品等の調達 ・避難所へ救護所を設置 ・応急医療の実施（トリアージ） ・医療機関への搬送 ・医療機関の水の確保	・応急医療の継続 ・特別な医療機関（透析等）の確保 ・医療機関への搬送 ・救護所の維持 ・交替要員の確保	・応急医療の継続 ・救護所の再編成の検討 ・医療機関での医療へ移行準備
防疫・保健衛生	―	・トイレの使用状況の調査､消毒作業 ・避難所の生活環境の確保 ・給水施設の清掃 ・検病疫学調査	・トイレの使用状況の調査、消毒作業 ・避難所の生活環境の確保 ・給水施設の清掃 ・検病疫学調査 ・食品衛生監視、栄養指導
応急給水	・水道施設の被害状況、断水戸数などの把握 ・給水需要の把握 ・医療機関等への優先給水 ・給水に関する広報活動の実施	・応急給水の実施 ・給水に関する広報活動の実施 ・生活用水の確保	・応急給水の継続 ・給水に関する広報活動の実施
食料・生活必需品の供給	・食料、物資の必要量の把握 ・公的備蓄品の供給、搬送	・食料、物資の必要量の把握 ・食料、物資の調達、供給 ・炊き出しの実施	・炊き出しの実施 ・被災者ニーズの把握 ・給食体制への移行 ・避難生活長期化への供給体制の検討
住宅応急復旧	・危険度判定体制の確立 ・公共建築物の危険度判定の実施	・危険度判定体制の確立 ・公共建築物の危険度判定の実施	・一般建築物の危険度判定の実施 ・被災住宅の応急修理体制の確立 ・住宅関係障害物の除去 ・応急仮設住宅の建設体制の確立 （設置場所の決定、実施手続、建設業者への協力要請） ・応急措置に関する広報、相談の実施
遺体の捜索、処理及び埋火葬	・被害状況の把握 （死亡者数の推定） ・収容体制の確立 （物資、遺体搬送車、火葬場、安置場所等の確保） ・遺体の検視、検案	・遺体の捜索 ・遺体の検視、検案 ・遺体の収容・安置 ・遺体の埋・火葬 ・台帳、名簿等の作成	・遺体の捜索 ・遺体の検視、検案 ・遺体の収容・安置 ・遺体の埋・火葬 ・台帳、名簿等の作成
労働力の確保		・必要な労働力の把握 ・関係機関への協力要請	・関係機関への協力要請 ・労働力の確保

■都市施設の応急対策

項目＼時間		地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
公共施設の応急対策	公共建築物	・公共建築物の被害状況の把握 ・電算システムの被害状況の把握 ・被害状況の広報の実施	・保全、復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報の実施
	道路施設	・道路施設の被害状況の把握 ・関係機関への応急対策実施の要請 ・被害状況の広報の実施 ・応急作業の実施	・道路施設の被害調査の実施 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報の実施
	河川施設	・河川施設の被害状況の把握 ・関係機関への応急対策実施の要請 ・被害状況の広報の実施 ・応急作業の実施	・河川施設の被害調査の実施 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報の実施
	鉄道施設	・乗客の安全確保 ・被害状況の広報の実施 ・応急作業の実施	・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報の実施
ライフラインの応急対策	上水道	・上水道施設の被害状況の把握 ・給水体制の確立	・応急給水の実施 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報
	下水道	・下水道施設の被害状況の把握 ・緊急点検	・緊急措置の実施 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報
	ガス	・ガス施設の被害状況の把握 ・二次災害防止のための初動措置 ・安全確保のための広報活動の実施	・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報
	電力	・電気施設の被害状況の把握 ・被害状況の広報の実施 ・復旧作業の実施	・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報
	通信	・通信施設の被害状況の把握 ・応急措置（臨時回線の作成）の実施 ・被害状況の広報の実施 ・復旧作業の実施	・応急措置（臨時回線の作成）の実施 ・特設公衆電話の設置 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・特設公衆電話の設置 ・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報

■警備・交通・輸送対策

項目＼時間	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
警備活動	・警備本部の設置 ・部隊の配置運用 ・警備活動の実施	・警備活動の継続	・警備活動の継続
交通・輸送対策	・道路の被害状況の把握 ・緊急輸送道路の確保 ・交通障害物の除去 ・緊急車両の確保、調達 ・交通規制の実施 ・交通規制の広報	・緊急輸送の実施 ・応援の要請 ・緊急車両の調達 ・交通規制の継続 ・交通規制の広報	・緊急輸送の実施 ・応援の要請 ・緊急車両の調達 ・輸送体制の見直し ・交通規制の継続 ・交通規制の広報 ・交通規制の緩和、解除の検討

■廃棄物対策

項目＼時間	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
ごみ処理	・処理施設の被害状況の把握	・ごみの収集体制の確立 （仮置き場､収集車､人員の確保） ・他市町村への要請	・ごみの収集、処理活動の実施
し尿処理	・下水道処理施設の被害状況の把握 ・仮設トイレの手配､配置場所の決定	・し尿の収集体制の確立 （収集車、人員の確保） ・仮設トイレ調達、設置	・し尿の収集、処理活動の実施 ・仮設トイレの維持管理 ・下水道の復旧に応じたし尿処理への移行
災害廃棄物処理	－	・処理体制の確立 （受入体制、仮置場の確保）	・処理活動の実施 ・相談窓口の開設

■文教・福祉対策

項目＼時間	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
学校教育対策	・児童・生徒の安全確保 ・被害状況の把握 ・休業措置	・休業措置 ・施設の応急復旧 ・応急教育実施の準備 （教科書、学用品の調達）	・応急教育の実施 （一部短縮授業の実施） ・通常授業への移行準備
社会教育施設対策	・利用者の安全確保 ・被害状況の把握	・施設の応急復旧 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・施設の応急復旧 ・復旧状況の広報の実施
文化財の応急対策	・被害状況の把握	・応急措置	・被害状況の報告
福祉対策	・入所者、利用者の安全確保 ・被害状況の把握 ・要保護児童の把握	・施設の応急復旧 ・被害状況、復旧状況の広報の実施 ・応急保育実施の準備 ・要保護児童の保護	・施設の応急復旧 ・復旧状況の広報の実施 ・応急保育の実施

【資料２．１９】「現地調査班担当地区一覧（震災対策）」

震災時における「現地調査班」の出動地域

調査班名	出動地域
第１現地調査班	本庁地区
第２現地調査班	本庁地区
第３現地調査班	古谷地区
第４現地調査班	南古谷地区
第５現地調査班	高階地区
第６現地調査班	福原地区
第７現地調査班	大東地区
第８現地調査班	霞ケ関地区、川鶴地区
第９現地調査班	霞ケ関北地区
第１０現地調査班	芳野地区
第１１現地調査班	名細地区
第１２現地調査班	山田地区

【資料２．２０】「自衛隊への連絡先」

自衛隊への連絡先

	部隊名（駐屯地等）	連絡責任者及び電話番号		摘要
陸上	第 32 普通科連隊 （大宮）	時間内	第３科長 048-663-4241～5 内線　435～439 FAX　内線 440	災害派遣要請窓口
		時間外	部隊当直指令 048-663-4241～5 内線　402	
航空	中部航空方面隊司令部 （入間）	時間内	運用第２班長 04-2953-6131 内線 2233 FAX　内線 2269	
		時間外	中空司令部当直幕僚 04-2953-6131 内線 2204	

参考	陸上自衛隊 東部方面総監部 （朝霞）		防衛部防衛課運用班 048-460-1711 内線　2257 FAX　内線 2368	

資料）「自衛隊災害派遣に係る受援計画の手引き」平成 20 年 3 月、埼玉県危機管理防災部危機管理課

【資料２．２１】「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

救助の方法、程度、期間等早見表

（令和元年10月23日現在）

※下線部が特別基準の設定が可能な部分

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 5,714,000 円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20 日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000 円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内
		○賃貸型仮設住宅 １　規模　建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与機関は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は 1/3 日）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費 用 の 限 度 額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td>全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td></td><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr><tr><td>半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr><tr><td></td><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たりの限度額
①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯
595,000円以内
②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
300,000円以内</td><td>災害発生の日から1ヵ月以内</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,500円 中学校生徒　4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から 教科書 １ヵ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にありかつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり3,500円以内 一時保存　既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当り 5,400円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範　　囲	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
実　費　弁　償	災害救助法施行令第10条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師 22,300円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 15,200円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,400円以内 土木技術、建築技術者 15,300円以内 救急救命士 14,600円以内 大工 24,700円以内 左官 25,900円以内 とび職 25,800円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（特別基準）

【資料２．２２】「気象庁震度階級関連解説表」

気象庁震度階級関連解説表

（平成 21 年 3 月 31 日改定）

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

① 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

② 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

③ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

④ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

⑤ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

⑥ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないが、その数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	－	－
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（木造建物）

注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（鉄筋コンクリート造建物）

注１） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注２） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
７		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合､地形等によっては天然ダムが形成されることがある｡また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【資料２．２３】「市民への注意喚起のための呼びかけ例」

市民への注意喚起のための呼びかけ例

□地震発生直後の広報

「防災かわごえ。こちらは川越市役所です。」
「ただ今、〇〇時〇〇分に、震度〇の地震がありました。」
「ガスの元栓を締め、火の元を確認してください。」
「隣近所でケガをした人はいないか、お互いに声を掛け合って確かめてください。」
「身の回りの安全を確認し、あわてずに落ち着いて行動してください。」
（繰り返し）

□安全確保、二次災害防止の広報（例文集の例文を適宜組み合わせて広報する。）

「防災かわごえ。こちらは川越市役所です。」
「さきほど、〇〇時〇〇分に、震度〇の地震がありました。」
「余震があるかもしれません。」 又は 「現在も余震が続いています。」
・・・・・・（例文）・・・・・・
（繰り返し）

（例文集）

〇余震は本震よりも小さいのが普通ですが、被害が出るかもしれません。
十分に警戒してください。
〇ドアや窓を開けて、避難する場合に備えてください。
〇地震で壊れた建物などでは、屋根瓦、ガラス、看板などが余震で落ちることがあります。
付近の皆さんは、十分に注意して下さい。
〇消防車や救急車を呼ぶとき以外は、電話はしばらく使わないでください。
電話の受話器が外れていたら、元に戻してください。
〇いま電気や水道が使えるところでも、念のため懐中電灯や携帯ラジオを用意してください。
いまのうちに水を溜め置きしてください。
飲み水やトイレの水を容器に溜めておいてください。
〇消防車や救急車を呼ぶとき以外は、しばらく電話の使用は控えてください。
電話が込み合うと救出や消火活動の妨げになります。
電話の受話器が外れたままになっていませんか。
電話が掛かりにくい原因になります。元に戻してください。
〇停電しているお宅では、ろうそくは使わないでください。
引火して火事になる危険があります。懐中電灯を使ってください。
〇デマやいい加減なうわさばなしに惑わされず、テレビやラジオがお伝えする正確な情報を信じてください。
避難するときは、警察や消防の指示に従って冷静に行動してください。

【資料２．２４】「医師会医療救護班編成表」

医師会医療救護班編成表

本 部 長　　医師会会長
副本部長　　副会長、
　　地域医療担当

西部班	
救急病院	池袋病院
	本川越病院
	武蔵野総合病院
内科 小児科 精神科	笠幡病院
	霞ヶ関南病院
	ありやまクリニック
	池袋クリニック
	石丸医院
	いせはらクリニック
	おがわ内科クリニック
	霞ヶ関腎クリニック
	霞ヶ関中央クリニック
	川鶴プラザクリニック
	黒森小児科クリニック
	小島医院
	坂本クリニック
	さとうクリニック
	杉本内科クリニック
	中嶋内科泌尿器科医院
	深田クリニック
	みどりこどもクリニック
	元山クリニック
	桃太郎クリニック
	やしまクリニック
	和心会クリニック
外科系	鈴木脳神経外科
	大東外科医院
	島田整形外科医院
	原整形外科
	ハヤカワクリニック
産　婦	ハッピーバース・ライフクリニック
耳鼻科	片岡耳鼻咽喉科気管食道科医院
	加藤耳鼻咽喉科医院
眼　科	霞ヶ関眼科クリニック
	和田眼科クリニック

東部班	
救急病院	帯津三敬病院
	関本記念病院
	南古谷病院
内科 小児科 精神科	埼玉病院
	山口病院
	グリーンパーククリニック
	黒川医院
	仙波こどもクリニック
	得丸医院
	西川医院
	広沢医院
	小川医院
	長澤クリニック
	本川越メンタルクリニック
	皆川医院
	山口内科医院
	山辺クリニック
	よこやまこどもｱﾚﾙｷﾞｰｸﾘﾆｯｸ
	わかおクリニック
	南古谷クリニック
外科系	川越胃腸病院
	ちあきメディカルクリニック
	永倉外科胃腸科
	永田整形外科
	ひろせクリニック
産　婦	愛和病院
	愛和レディスクリニック
	野田医院
耳鼻科	伊佐沼クリニック
	おおひら耳鼻咽喉科
	川越くりはら耳鼻咽喉科
	森田耳鼻咽喉科医院
眼　科	せきや眼科
	中村眼科
	野村眼科医院

南部班	
救急病院	赤心堂病院
内科 小児科 精神科	行定病院
	川越同仁会病院
	川越リハビリテーション病院
	城南中央病院
	西武川越病院
	西川病院
	浅田医院
	大橋医院
	大日向医院
	小川医院
	おぜきこどもクリニック
	金森医院
	川越駅前クリニック
	川越西口診療所
	河野医院
	くが内科
	こばやしこどもクリニック
	品田クリニック
	新河岸診療所
	赤心クリニック
	せと内科医院
	赤心堂総合健診クリニック
	竹田クリニック
	西内科クリニック
	松本医院
	ゆきさだクリニック
	米山クリニック
外科系	井上外科医院
	猪熊外科胃腸科医院
	川越南腎クリニック
	岸野胃腸科クリニック
	熊谷クリニック
	佐久間整形外科医院
	新河岸腎クリニック
	中内皮膚科
	仲皮フ科クリニック
	中村外科
	藤野整形外科
	みよし胃腸クリニック
	吉田クリニック
産婦	石井クリニック
	落合産婦人科医院
	高浜産婦人科医院
耳鼻科	しんがし耳鼻咽喉科クリニック
	旭町耳鼻咽喉科診療所
	永倉耳鼻咽喉科
	川越耳鼻咽喉科医院
眼　科	こうづま眼科クリニック
	萩原オプティカル萩原眼科医院
	わたり眼科
	くりばやし眼科

北部班	
救急病院	康正会病院
	三井病院
内科 小児科 精神科	岸病院
	あさひクリニック
	浅野内科クリニック
	犬竹医院
	かすみクリニック
	川鶴クリニック
	北川越クリニック
	きっかわ内科クリニック
	佐々木医院
	柴野医院
	鈴木内科医院
	西部診療所
	誠和クリニック
	田口医院
	霞ヶ関腎クリニック
	鶴ヶ島駅前クリニック
	林医院
	平成クリニック
	宮沢クリニック
	もろ小児科医院
	山田医院
	やまぶきクリニック
	立医院
	康正会総合クリニック
	野澤クリニック
外科系	井上医院
	霞ヶ関整形外科
	田中医院
	川越整形外科内科医院
	喜多町整形外科クリニック
	康正会総合クリニック
	渋谷整形外科
	巣山整形外科
	たかだクリニック
	林原皮膚科医院
	三森整形外科医院
	吉武皮膚科クリニック
産　婦	レディースクリニック小川医院
	田口レディスクリニック
耳鼻科	高橋耳鼻咽喉科医院
眼　科	岸眼科医院
	さい眼科医院
	たむら眼科
	鶴ヶ島眼科クリニック
	ライフクリニック

【資料２．２５】「災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給」

災害弔慰金の支給

対象災害	①　県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ②　当該市町村の区域内において、自然災害により 5 世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③　県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④　自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象となる。
支給対象者	①　上記の災害による死亡者（3 か月以上の行方不明者を含む） ②　住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹を対象とする。
支給額	①　生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②　①以外の場合 250 万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者　250 万円　　② ①以外の場合　125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【資料２．２６】「災害援護資金貸付制度」

災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付け対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。 ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。 ①　世帯員が１人　　220 万円 ②　〃　　２人　　430 万円 ③　〃　　３人　　620 万円 ④　〃　　４人　　730 万円 ⑤　〃　　５人　　730 万円に、世帯員の人数から４人を除いた者１人につき 30 万円を加算した額 ⑥　住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず 1,270 万円
貸付け対象となる被害	①　療養期間が１ヶ月以上である世帯主の負傷 ②　住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の 1/3 以上の損害
貸付け金額	①　世帯主の１ヶ月以上の負傷　　限度額　　150 万円 ②　家財の 1/3 以上の損害　　〃　　150 万円 ③　住居の半壊　　〃　　170（250）万円 ④　住居の全壊　　〃　　250（350）万円 ⑤　住居の全体が滅失若しくは流失　　〃　　350 万円 ⑥　①と②が重複　　〃　　250 万円 ⑦　①と③が重複　　〃　　270（350）万円 ⑧　①と④が重複　　〃　　350 万円 ※（　）は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10 年間とし、据置期間は、そのうち３年間
利　　率	年 1.5%　ただし据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の 2/3 を国庫補助、1/3 を県負担とする。

【資料２．２７】「生活福祉資金貸付制度」

生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150 万円以内
貸付条件	償還期間：１年以内の据置期間経過後７年以内
	利　　率：年１．５％　据置期間中は無利子

生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修又は公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第２条第２号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250 万円以内
貸付条件	償還期間：６月以内の据置期間経過後７年以内
	利　　率：年３％　据置期間中は無利子

【資料２．２８】「被災者生活再建支援制度」

被災者生活再建支援制度の概要

<table>
<tr><td>目的</td><td>被災者生活再建支援金を支給し、被災者の生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴雨、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる被害）</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>① 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村
② 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
③ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害
⑤５世帯以上の住宅が全焼する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>上記の自然災害により
① 住宅が全壊した世帯
② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支援金の支給額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる
※ 世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額
① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊
上記①に該当</th><th>解体
上記②に該当</th><th>長期避難
上記③に該当</th><th>大規模半壊
上記④に該当</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借
（公営住宅以外）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円</td></tr>
<tr><td>支援金の支給申請</td><td>・申請窓口　市町村
・申請時の添付書面　①基礎支援金：罹災証明書、住民票等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
・申請期間　①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内
②加算支援金：災害発生日から 37 月以内</td></tr>
<tr><td>基金と国の補助</td><td>・ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
・ 基金が支給する支援金の１／２の相当する額を国が補助。</td></tr>
</table>

被災者生活再建支援制度における関係機関の対応

市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災法人への送付
被災者生活 再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

【資料２．２９】「災害復興住宅建設資金に基づく融資」

災害復興住宅建設資金に基づく融資

貸付対象者	罹災直前の建物価額の５割以上の被害を受けたもので、１戸当たりの住宅部分の床面積が 13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅を建設する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 耐火、準耐・木造（耐久性） 1,460 万円以下 ② 土地取得費 970 万円以下　木造（一般） 1,400 万円以下 ③ 整地費 380 万円以下
利率	年 2.00%（平成 20 年 4 月 11 日現在）
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35 年以内、木造（一般）25 年以内 通常の償還期間に加え、３年以内の据置期間を設けることができる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（１歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が 80 歳を超えないことが必要。）
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、罹災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長から罹災程度が全壊の罹災証明書の発行を受けた者（罹災程度が大規模半壊・半壊の場合は別途被害状況が確認できる写真等の提出が必要。）

【資料２．３０】「災害復興住宅補修資金に基づく融資」

災害復興住宅補修資金に基づく融資

貸付対象者	補修に要する額が10万円以上で罹災直前の建物価額の５割未満の被害を受けた者。 また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者に整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 耐火、準耐火 640 万円以下 ① 木造等 590 万円以下 ② 移転費 380 万円以下 ③ 整地費 380 万円以下
利率	年 2.00%（平成 20 年 4 月 11 日現在）
償還期間	20 年以内 通常の償還期間の中で１年以内の据置期間を設けることができる。 （借入申込日現在の申込本人の年齢（１歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が 80 歳を超えないことが必要。）
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、罹災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長から罹災証明書（罹災程度は問わない。）の発行を受けた者

【資料２．３１】「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

<table>
<tr><td>目的</td><td>被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
※　被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱
第２条第１項⑵で定めるもの
①　住宅が全壊した世帯
②　住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③　災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④　大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※　被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>支援金の額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td>住宅の 再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>２００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計２００（又は１００）万円
※　被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>市町村</td><td>①住宅の被害認定
②罹災証明書等必要書類の発行
③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付</td></tr>
<tr><td>県</td><td>①被害状況のとりまとめ
②支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定
③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付
④被災世帯主へ支援金の支給
⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求
⑥申請期間の延長決定</td></tr>
</table>

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】

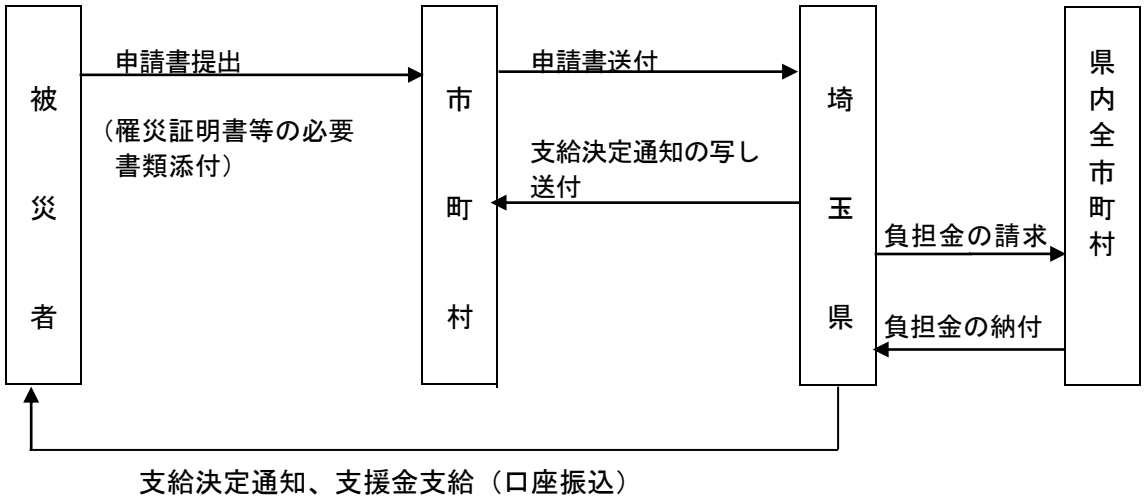

埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第３条に規定する世帯）。 ①全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③公営住宅等に入居すると１週間に１日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額６万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が５人以上である場合には、給付金の額は月額９万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長１２月とする。
市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】

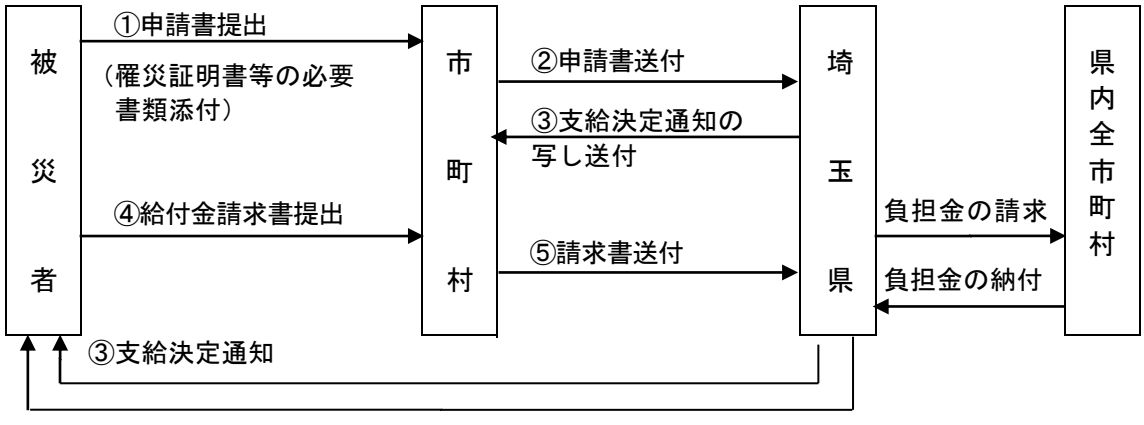

埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村（要請市町村）	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受け入れ
被災地以外の市町村（派遣市町村）	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県（統括部、支部）	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】

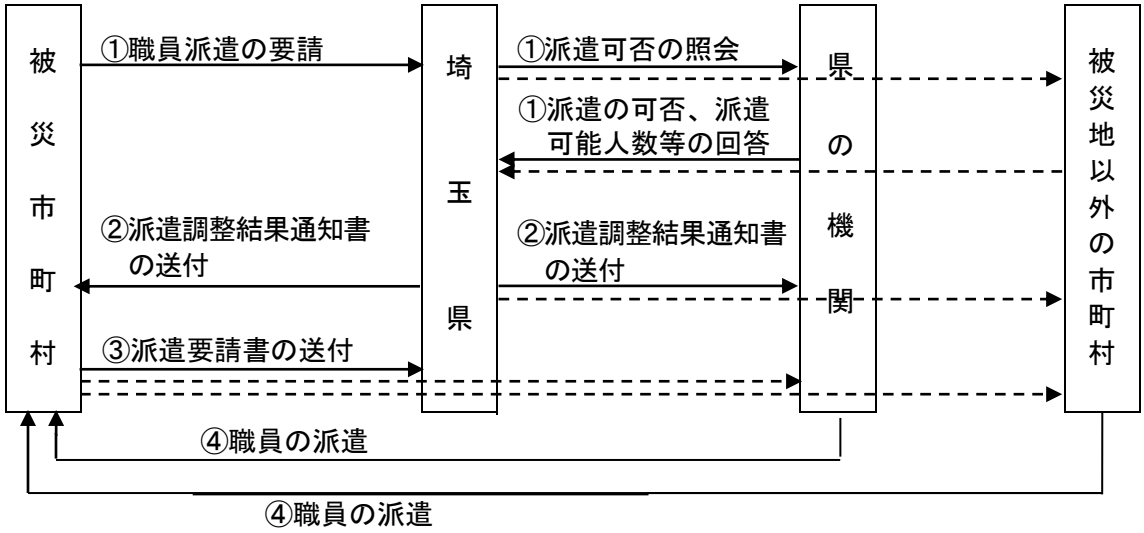

【資料２．３２】「浸水想定区域内の要配慮者関連施設」

浸水想定区域内の要配慮者関連施設

■老人福祉施設等　　令和元年 12 月 1 日現在

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
特別養護老人ホーム	川越キングス・ガーデン	下小坂 1130	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉	該当	―
	特別養護老人ホーム すみれの里・川越	古谷本郷 1487-1	社会福祉法人相愛福祉会	該当	―
	特別養護老人ホーム ぽぷらの樹	牛子 708-1	社会福祉法人誠豊会	該当	該当
	特別養護老人ホーム アイリス	府川 243-2	社会福祉法人福都二十一	該当	―
	介護老人福祉施設 小江戸の庭	小仙波 823-1	社会福祉法人潤青会	該当	―
	特別養護老人ホーム はつかりの里	石原町 2-68-5	社会福祉法人相愛福祉会	該当	該当
	特別養護老人ホーム アイリス　弐番館	山田 1526-1	社会福祉法人福都二十一	該当	―
	特別養護老人ホーム ここしあ	小ケ谷 88	社会福祉法人四季の会	該当	―
	特別養護老人ホーム やすらーじゅ瑞穂	渋井 216	社会福祉法人さくら瑞穂会	該当	該当
有料老人ホーム	高齢者福祉施設 すまいる小江戸	下老袋 742-1	シニアライフサポート株式会社	該当	―
	イリーゼ川越	今泉 106-1	長谷川介護サービス株式会社	該当	該当
	医療法人健友会 あっぷるリビング	小ケ谷 148-1	医療法人健友会	該当	―
ケアハウス	ケアハウス　主の園	下小坂 612	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉	該当	―
総合福祉センター	川越市総合福祉センター	小仙波町 2-50-2	川越市	該当	該当
老人憩いの家	川越市小ケ谷 老人憩いの家	小ケ谷 159－17	川越市	該当	―
老人デイサービスセンター	川越市霞ケ関東老人デイサービスセンター	的場 2735-2	川越市	該当	―
	川越キングス・ガーデン	下小坂 1130	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉	該当	―
	すみれの里・川越デイサービスセンター	古谷本郷 1487-1	社会福祉法人相愛福祉会	該当	―
	デイサービスセンター ぽぷらの樹	牛子 708-1	社会福祉法人誠豊会	該当	該当
	すばるデイサービスセンター岸町	岸町 2-38-16	有限会社エイエム企画	該当	該当
	南古谷ケアセンター そよ風	久下戸 1971-2	株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ	該当	―
	真寿会デイサービスセンターよしの	鴨田 3355-1	社会福祉法人真寿会	該当	―
	さくらデイサービスセンター	平塚 22-1	有限会社ありがとう	該当	―
	フクト２１　デイサービス　アイリス	府川 243-2	社会福祉法人福都二十一	該当	―
	ツクイ川越氷川	氷川町 143-2	株式会社ツクイ	該当	該当
	真寿会デイサービスセンター小仙波	小仙波 947-1	社会福祉法人真寿会	該当	―
	あずみ苑　小室	小室 441	株式会社レオパレス２１	該当	―
	デイサービスセンター 遊・川越新河岸	砂 870-4	株式会社ウイズネット	該当	―

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
	ＳＯＭＰＯケア　川越霞ヶ関　デイサービス	上戸 302-7 コスモハイツ 1 階	ＳＯＭＰＯケア株式会社	該当	―
	小江戸の庭 デイサービスセンター	小仙波 823-1	社会福祉法人潤青会	該当	―
	リハデイ・すまいる	石田 243-1	株式会社すまいる・ランド	該当	―
	扇河岸ケアセンター そよ風	扇河岸 38-2	株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ	該当	該当
	はつかりの里 デイサービスセンター	石原町 2-68-5	社会福祉法人　相愛福祉会	該当	―
	デイサービスＬino こまち	小室 478-1	株式会社こまち	該当	―
	デイサービスセンター すまいる・小江戸	下老袋 742-1	シニアライフサポート株式会社	該当	―
	デイサービス　ここしあ	小ケ谷 88	社会福祉法人四季の会	該当	―
	元気アップリビング	今成 4-10-15	株式会社Ａｌｉｆｅ	該当	―
	川越市社会福祉協議会指定通所介護事業所	小仙波町 2-50-2	社会福祉法人 川越市社会福祉協議会	該当	該当
	カナオデイサービス	並木 864	有限会社カナオ	該当	―
	伊佐沼の森デイサービス	古谷上 3746-2	タムラ医療機器販売株式会社	該当	―
	あおぞらデイサービス川越	石田本郷 402	有限会社あおぞらネット	該当	―
	きらめきリハビリデイサービス	霞ケ関東 1-2-3-101	株式会社メディウェルズ	該当	―
	ＧＥＮＫＩ　ＮＥＸＴ 川越砂	砂 953-1	株式会社介護 NEXT	該当	―
	くらしや　朗幸	上戸 381-4	合同会社ゆいゆい	該当	―
	きらめきリハビリデイサービス西川越	小室 499-1-101	株式会社メディウェルズ	該当	―
	共栄リハビリデイサービス月吉	月吉町 19-19	株式会社共栄メディカル	該当	該当
	あっぷるサロン	小ケ谷 148-1	医療法人　健友会	該当	―
	イリーゼ川越南古谷 デイサービスセンター	藤木町 36-2	長谷川介護サービス株式会社	該当	該当
	医療法人　健友会 デイサービスあっぷる	小ケ谷 77-5	医療法人　健友会	該当	―
	デイサービス 福音の園・川越	木野目 1878-1	特定非営利活動法人 福音の園・埼玉	該当	該当
	デイサービス だいね川越府川	府川 145-1	株式会社　だいね	該当	―
	中央リハビリステーション　エボルブ　川越	石田 8-1 クレールリッチ 1F	A-LINE 株式会社	該当	―
小規模多機能型居宅介護事業所	医療法人西部診療所 小規模多機能　こあぜ	鯨井 1575-5	医療法人　西部診療所	該当	―
	ふれあい多居夢　希	宮元町 4-8	株式会社　ふれあい広場	該当	―
	ケアステーション福音の園	萱沼 2692-1	特定非営利活動法人　福音の園・埼玉	該当	―
高齢者グループホーム	グループホーム 福音の園・川越	木野目 1878-1	特定非営利活動法人 福音の園・埼玉	該当	該当
	グループホーム ふる郷川越	上老袋 79-1	株式会社エイチ・エス・ジー	該当	―
	グループホーム みんなの家・川越寺尾	寺尾 888-14	株式会社ウィズネット	該当	―
	愛の家グループホーム 川越小ケ谷	小ケ谷 379-4	メディカル・ケア・サービス株式会社	該当	―
	愛の家グループホーム 川越山田	山田 291-1	メディカル・ケア・サービス株式会社	該当	―
	仙波グループホーム そよ風	仙波町 4-29-5	株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ	該当	―

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
	ふれあい多居夢　川越	宮元町 4-10	株式会社カネット・ふれあい	該当	―
	グループホーム ソラスト川越	鯨井 1136-1	株式会社ソラスト	該当	―
	グループホーム ふるさとの家・川越	古谷上 2706-1	特定非営利活動法人　福祉ネットワーク・エヌツー	該当	―
	グループホーム福音の園 ・川越第二	萱沼 2692-1	特定非営利活動法人　福音の園・埼玉	該当	―
地域密着型特定施設入居者生活介護	高齢者福祉施設 すまいる小江戸	下老袋 742-1	シニアライフサポート株式会社	該当	―
短期入所生活介護	川越キングス・ガーデン	下小坂 1130	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉	該当	―
	特別養護老人ホームすみれの里・川越	古谷本郷 1487-1	社会福祉法人相愛福祉会	該当	―
	ショートステイ ぽぷらの樹	牛子 708-1	社会福祉法人誠豊会	該当	該当
	あずみ苑　小室	小室 441	株式会社レオパレス２１	該当	―
	ショートステイ　南古谷	久下戸 110-4	医療法人聖心会	該当	該当
	小江戸の庭 ショートステイ	小仙波 823-1	社会福祉法人潤青会	該当	―
	扇河岸ケアセンター そよ風	扇河岸 38-2	株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ	該当	該当
	はつかりの里 短期入所生活介護	石原町 2-68-5	社会福祉法人相愛福祉会	該当	該当
	ショートステイ アイリス弐番館	山田 1526-1	社会福祉法人福都二十一	該当	―
	フクト２１　ショートステイ　アイリス	府川 243-2	社会福祉法人福都二十一	該当	―
	ショートステイ すまいる・小江戸	下老袋 742-1	シニアライフサポート株式会社	該当	―
	ショートステイ ソラスト川越	鯨井 1116-1	株式会社ソラスト	該当	―
	ショートステイここしあ	小ケ谷 88	社会福祉法人四季の会	該当	―
	短期入所生活介護 やすらーじゅ瑞穂	渋井 219	社会福祉法人さくら瑞穂会	該当	該当
	介護老人保健施設 ケアハイツ・川越	古谷本郷 1475-1	医療法人恵雄会	該当	―
介護老人保健施設	川越市医師会 介護老人保健施設いぶき	下小坂 501-1	一般社団法人川越市医師会	該当	―
	介護老人保健施設 小江戸の郷	上老袋 86-1	医療法人靖和会	該当	―
	ユニット型介護老人保健施設小江戸の郷	上老袋 86-1	医療法人靖和会	該当	―
	介護老人保健施設 はつかり	松郷 821-1	医療法人泰一会	該当	―

■障害者関連施設

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
障害者支援施設	初雁の家	平塚新田 162	社会福祉法人けやきの郷	該当	―
	にじの家	古谷本郷 992	社会福祉法人川越にじの会	該当	―
	にじの家　第２作業場	古谷本郷 1390-4	社会福祉法人川越にじの会	該当	―
障害福祉サービス事業所	ワークセンターけやき	平塚新田 215-7	社会福祉法人けやきの郷	該当	―
	第２川越いもの子作業所	今成 3-13-3	社会福祉法人皆の郷	該当	―
	川越ワークいちばん星	伊佐沼 6-1	特定非営利活動法人ほうき星	該当	―
	あゆみ工房	石田本郷 835-1	特定非営利活動法人あゆみ	該当	―
	就労支援Ｊａｓｔ	山田 1431-1	特定非営利活動法人 エヌピーオー事業協議会	該当	―

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
	リンクス川越事業所	砂 949-8　井上ビル 2 階	特定非営利活動法人山正	該当	―
	やまびこ製作所	平塚新田 164	社会福祉法人けやきの郷	該当	―
	オークタウン	石原町 1-27-2-107 アルカディア岸 107 号	株式会社アライズ	該当	―
	サルース	霞ケ関東 1-2-23　K ビル 1 階	株式会社アモル	該当	―
	南古谷大樹作業所	久下戸 4859-3	社会福祉法人茶の花福祉会	該当	該当
	スリーハート	宮元町 49-20	特定非営利活動法人みのり共生会	該当	―
	カルガモの家	鴨田 1930-1	社会福祉法人埼玉医大福祉会	該当	―
	潮寮	平塚新田 201-2	社会福祉法人けやきの郷	該当	―
	障害者相談・地域支援センターけやき	平塚新田 162	社会福祉法人けやきの郷	該当	―
	多機能型事業所まごころファーム川越	古市場 366－1	一般社団法人福祉環境ソリューションズ	該当	―
	潮寮	平塚 756-1	社会福祉法人けやきの郷	該当	―
	第２潮寮	平塚 756-1	社会福祉法人けやきの郷	該当	―
グループホーム	しらこばとの家	平塚新田 201-2	社会福祉法人けやきの郷	該当	―
	七草の家	平塚新田 201-2	社会福祉法人けやきの郷	該当	―
	あかつき寮	平塚新田 215-1	社会福祉法人けやきの郷	該当	―
	第３ほくほくハウス	霞ケ関北 2-30-12	社会福祉法人皆の郷	該当	―
	第６ほくほくハウス	鯨井 1541-17	社会福祉法人皆の郷	該当	―
	スリーハート	宮元町 49-20	特定非営利活動法人みのり共生会	該当	―
	グループホームにじいろ壱番館	古谷本郷 1390-1	社会福祉法人川越にじの会	該当	―
地域活動支援センター	地域活動支援センター	小仙波町 2-50-2	社会福祉法人川越市社会福祉協議会	該当	該当
	フラミンゴカンパニー	的場 2843-35	特定非営利活動法人フラミンゴ	該当	―

■児童福祉施設

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
児童発達支援施設	びさい川越教室	山田 1958-7ＦＥＲＩＯ勇　Ｂ棟	株式会社美菜	該当	―
	こどもデイサービスあおむしぷちくらぶ	岸町 1-22-31	特定非営利活動法人ほっとサポートてんとうむし	該当	該当
	びさい川越教室Ａ	山田 1958-6 ＦＥＲＩＯ勇　Ａ棟	株式会社美菜	該当	―
	こぱんはうすさくら川越岸町教室	岸町 2-8-1 三澤管財川越ビル 2 階 201 号室	株式会社サンダータービュランス	該当	該当
	つみき	今成 1-13-32	株式会社ほしのいろ	該当	―
学童保育	泉学童保育室	小室 463	川越市	該当	―
	月越学童保育室	月吉町 51	川越市	該当	該当
	今成学童保育室	今成 2-42-1	川越市	該当	―
	芳野学童保育室	鴨田 331	川越市	該当	―
	古谷学童保育室	古谷上 5465	川越市	該当	―
	南古谷学童保育室	木野目 1451	川越市	該当	該当
	牛子学童保育室	牛子 418	川越市	該当	該当
	寺尾学童保育室	寺尾 979-2	川越市	該当	該当
	霞ケ関東学童保育室	的場 2735-2	川越市	該当	―
	名細学童保育室	小堤 214	川越市	該当	―
	上戸学童保育室	上戸 390-1	川越市	該当	―
	山田学童保育室	山田 167	川越市	該当	―

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
	放課後児童クラブ　芳野キッズ	谷中 32-2	社会福祉法人和会	該当	―
	こどもデイ　ふわふわ	木野目 1861-33	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	該当	該当
	児童デイサービスぴたみん	古谷上 2011-1	合同会社葡萄の実	該当	―
放課後等デイサービス	スマイルシップ	山田 1621-1	一般社団法人ぴーすぽーと	該当	―
	なないろｃｌｕｂ	古谷本郷 992	社会福祉法人川越にじの会	該当	該当
	サルースジュニア	霞ヶ関東 1-2-23　Ｋビル１Ｆ	株式会社アモル	該当	―
	中央保育園	小仙波町 2-49-11	川越市	該当	該当
	神明町保育園	神明町 64-4	川越市	該当	―
保育所	小室保育園	小室 309-2	川越市	該当	―
	名細保育園	鯨井 1590-1	川越市	該当	―
	古谷保育園	古谷上 4009-13	川越市	該当	―
	今成保育園	今成 2-5-10	川越市	該当	―
	南古谷保育園	並木新町 16-15	川越市	該当	―
	南古谷第二保育園	牛子 167-3	川越市	該当	該当
	古谷第二保育園	古谷上 6083-5	川越市	該当	―
	高の葉保育園	砂 90-2	社会福祉法人はじめ会	該当	―
	芳野保育園	谷中 32-5	社会福祉法人和会	該当	―
	風の子保育園	松郷 715-1	社会福祉法人慈悦会	該当	―
	はるかぜ保育園	大中居 571-5	社会福祉法人鶴林会	該当	該当
	風の子第二保育園	松郷 701-3	社会福祉法人慈悦会	該当	―
	伊佐沼すまいる保育園	古谷上 2237-1	社会福祉法人あゆみの会	該当	―
	あゆみ保育園	豊田本 1466-2	社会福祉法人杏樹会	―	該当
	おがやの里しもだ保育園	小ケ谷 366-1	社会福祉法人五月会	該当	―
	かつらの木保育園	小室 40-1	社会福祉法人桂樹会	該当	該当
	星の子みのり保育園	木野目 1526	社会福祉法人みゆき会	該当	該当
	紀秀会川越やまだ保育園	山田 516-9	社会福祉法人紀秀会	該当	―
	音羽の森第二保育園	鯨井 1862-1	社会福祉法人さくら音彩会	該当	―
	どんぐりの森保育園	小中居 296-2	社会福祉法人つくし福祉会	該当	―
認定こども園	認定こども園泉の森川越	久下戸 1880	学校法人石垣学園	該当	―
	芳野台こども園	下老袋 423	社会福祉法人和会	該当	―
小規模保育施設	すみれ保育園	宮元町 80-7	合同会社 MSI	該当	―
	なのはな第二保育園	並木 67-1　A106	マザーグース RKY 株式会社	該当	―
	並木あすなろ保育園	並木 101-1	代表者　新井りつ子	該当	―
	やしのみ保育園	岸町 2-8-1 三澤管財川越ビル 1F	合同会社 AM's View	該当	該当
	まーぶる保育園しんがし園	砂 949-8　井上ビル 101	株式会社ウィズユーコーポレーション	該当	―
	上戸保育園	上戸 277-21	一般社団法人上戸保育園	該当	―
	なのはな保育園	並木新町 8-10	マザーグース RKY 株式会社	該当	―
	星の子乳児保育園	並木 208-1	株式会社スターキッズ	該当	―
	希望（のぞみ）保育園第二	南田島 615-6	合同会社希望保育園	該当	該当
事業所内保育施設	かつらの木ハート保育園	三光町 38-2	社会福祉法人桂樹会	該当	該当
家庭保育室	扇河岸保育室	扇河岸 51-2	代表者　東靜子	該当	―

■学校

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
幼稚園（私立）	ルンビニ幼稚園	宮元町 1-14	学校法人武田学園	該当	該当
	ながさわ幼稚園	鴨田 856-2	学校法人沼東学園	該当	―
	新河岸幼稚園	砂 665-2	学校法人斉木学園	該当	―
	川越ひばり幼稚園	寺山 466-1	学校法人山口学園	該当	―
	岡田幼稚園	古谷上 5440	学校法人岡田幼稚園	該当	―
	川越白ゆり幼稚園	上戸 189-9	学校法人上戸鈴木学園	該当	―
	ひまわり東幼稚園	郭町 2-18-7	学校法人ひまわり学園	該当	―

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
	第二ひつじ幼稚園	今成 2-10-9	学校法人ひつじ幼稚園	該当	ー
小学校・中学校（公立）	泉小学校	小室 463	川越市	該当	ー
	月越小学校	月吉町 51	川越市	該当	該当
	今成小学校	今成 2-42-1	川越市	該当	ー
	芳野小学校	鴨田 331	川越市	該当	ー
	古谷小学校	古谷上 5465	川越市	該当	ー
	南古谷小学校	木野目 1451	川越市	該当	該当
	牛子小学校	牛子 418	川越市	該当	該当
	寺尾小学校	寺尾 979-2	川越市	該当	該当
	霞ケ関東小学校	的場 2735-2	川越市	該当	ー
	名細小学校	小堤 214	川越市	該当	ー
	上戸小学校	上戸 390-1	川越市	該当	ー
	山田小学校	山田 167	川越市	該当	ー
	芳野中学校	石田本郷 733	川越市	該当	ー
	東中学校	小中居 278	川越市	該当	ー
	南古谷中学校	久下戸 3721	川越市	該当	ー
	寺尾中学校	寺尾 1068	川越市	該当	該当
	砂中学校	砂 260	川越市	該当	該当
	霞ケ関東中学校	的場 2706	川越市	該当	ー
	鯨井中学校	鯨井 562-2	川越市	該当	ー
	山田中学校	山田 550	川越市	該当	ー
小学校・中学校（私立）	星野学園小学校	上寺山 216-1	学校法人星野学園	該当	ー
	城西川越中学校	山田東町 1042	学校法人城西川越学園	該当	ー
	星野学園中学校	石原町 2-71-11	学校法人星野学園	該当	ー
	城北埼玉中学校	古市場 585-1	学校法人城北埼玉学園	該当	該当
高等学校	星野学園高等学校	末広町 3-9-1	学校法人星野学園	該当	ー
	東邦音楽大学附属東邦第二高等学校	今泉 84	学校法人三室戸学園	該当	該当
	城西大学付属城西川越高等学校	山田東町 1042	学校法人城西川越学園	該当	ー
	城北埼玉高等学校	古市場 585-1	学校法人城北埼玉学園	該当	該当
	川越東高等学校	久下戸 6060	学校法人星野学園	該当	ー
	霞ケ関高等学校	的場 2797-24	学校法人山口学院	該当	ー
特別支援学校	県立川越特別支援学校	古谷上 2690-1	埼玉県	該当	ー

■医療施設

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
病院	医療法人三信会岸病院	上戸 101	医療法人三信会	該当	ー
	医療法人康正会病院	山田 320-1	医療法人康正会	該当	ー
	帯津三敬病院	大中居 545	医療法人直心会	該当	該当
	埼玉医科大学総合医療センター	鴨田 1981	学校法人埼玉医科大学	該当	ー
	南古谷病院	久下戸 110	医療法人聖心会	該当	該当
	医療法人愛和病院	古谷上 983-1	医療法人愛和会	該当	ー
	医療法人社団松弘会トワーム小江戸病院	下老袋 490-9	医療法人社団松弘会	該当	ー
	カルガモの家	鴨田 1930-1	社会福祉法人埼玉医大福祉会	該当	ー
診療所	川越救急クリニック	古谷上 1116-1	上原　淳	該当	ー

【資料２．３３】「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

■学校　　令和元年 12 月 1 日現在

区分	名称	所在地	設置主体
小学校・中学校（公立）	城南中学校	新宿町 3-19-1	川越市

【資料２．３４】「特別監視班担当地域一覧（水害対策）」

水害時における「特別監視班」の監視地域

監視班名	監視地域
第１特別監視班	山田（第８現地調査班）、名細（第９現地調査班）
第２特別監視班	高階（第３・第６現地調査班）南古谷（第４現地調査班）
第３特別監視班	本庁（第１・第２現地調査班）、大東（第７現地調査班）、 土砂災害警戒区域等

【資料２．３５】「現地調査班担当地域一覧（水害対策）」

水害時における「現地調査班」の出動地域

調査班名	出動地域
第１現地調査班	岸町１丁目　新河岸川　　畳橋上流地区　畳橋下流地区
第２現地調査班	不老川　　御代橋付近
第３現地調査班	新河岸川、不老川　　扇河岸地区　砂弁天地区
第４現地調査班	新河岸川　　桜堤　わかば台団地　木野目台藤木　川越ハイツ
第５現地調査班	新河岸川　　旭住宅　河原町地区　宮田町住宅
第６現地調査班	寺尾中付近　関端地区
第７現地調査班	南大塚　　電源開発南地区
第８現地調査班	古川ポンプ場　ダイオーズ付近
第９現地調査班	キングスガーデン　初雁の家　下小坂地区
第１０現地調査班	古谷地区　　古谷樋門付近
第１１現地調査班	芳野台遊水池
第１２現地調査班	砂新田五ツ又地区

【資料２．３６】「ＯＩＬと防護措置について」

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値※1</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ１</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ４</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線：40,000 cpm※3
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）
β線：13,000cpm※4【１ヶ月後の値】
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td><td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ２</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限※9</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h※6
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ６</td><td>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※7</td><td>飲料水
牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、
魚、その他</td><td>１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg※8</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

※１「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※２ 本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※３ 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４ ※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※８ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９ ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

原子力災害対策指針より抜粋

様　式　集

【様式１】緊急通行車両等関係様式
（埼玉県地域防災計画資料編 緊急輸送車両等の確認事務処理要領）

(1) 緊急通行車両等確認申請書

様式第１（第４条関係）

緊急通行車両等確認申請書

年　　月　　日

埼玉県知事　様

申請者　住所

氏名　　印

下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。

記

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	（　　）　　局　　番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備考			

(2) 緊急通行車両事前届出書

様式第５の１（第５条関係）

災害応急対策用

緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 書

年　　月　　日

埼玉県公安委員会　殿

申請者
機関等の所在地（住所）

機関等の名称（ふりがな）
氏　名（ふりがな）　　印
電　話　　（　　）

（ 担当係　　氏名　　）

番号欄に表示されている番号		
輸送人員(定員)又は品名		
車両の所有者	住　所	
	氏　名	
業務の内容	1 救助救護　4 災害予知　7 人員輸送　10 飲食料　13 広報啓発 2 応急避難　5 災害復旧　8 避難生活　11 医療医薬　14 その他 3 捜　　索　6 施設点検　9 調査研究　12 混乱防止　（　　）	
出　発　地		

（注）この事前届出書は、２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出して下さい。

(3) 緊急通行車両の標章

備考

1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【様式２】

出　動　職　員　報　告　書

年　　月　　日

部　名		部長名	
班　名		班長名	

番号	所　属	職　名	氏　　名	執務場所	出動時間	備考
1					～	
2					～	
3					～	
4					～	
5					～	
6					～	
7					～	
8					～	
9					～	
10					～	
11					～	
12					～	
13					～	
14					～	
15					～	
16					～	
17					～	
18					～	
19					～	
20					～	

（　　）班 ⟶ 各部統括班（　　）⟶ 職員班（　　）

【様式３】

公　用　負　担　命　令　票

負担者
住　所

氏　名

第　　号

物　件	数量	負担内容（使用、収用、処分等）	期　間	摘　要

災害対策基本法
　　第　　条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。
水　防　法

年　　月　　日

命令者

身　分

氏　名　　印

【様式４】（自衛隊災害派遣要請書）

川　発　第　　号
年　　月　　日

埼玉県知事　　様

川越市長
印

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策法第 68 条の２第１項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第 83 条第１項の要請をするように依頼します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 区　域

(2) 活動内容

４　その他参考となるべき事項

【様式５】（自衛隊災害派遣撤収要請書）

川　発　第　　号
年　　月　　日

埼玉県知事　　様

川越市長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

当市　　地区の避難救助活動のため、　　年　　月　　日付川　発第　　号をもって自衛隊の出動を要請しましたが、避難救助活動がおおむね完了いたしましたので、下記の日時をもって撤収方要請します。

記

撤収要請日時　　年　　月　　日　　時　　分

【様式６】

ボランティア受入れ名簿

（県報告用）　　年　　月　　日現在

No	受入年月日	氏名	住　所	電話番号	活動予定期間	備考
1	・　・				・　・ ～ ・　・	
2	・　・				・　・ ～ ・　・	
3	・　・				・　・ ～ ・　・	
4	・　・				・　・ ～ ・　・	
5	・　・				・　・ ～ ・　・	
6	・　・				・　・ ～ ・　・	
7	・　・				・　・ ～ ・　・	
8	・　・				・　・ ～ ・　・	
9	・　・				・　・ ～ ・　・	
10	・　・				・　・ ～ ・　・	
11	・　・				・　・ ～ ・　・	
12	・　・				・　・ ～ ・　・	
13	・　・				・　・ ～ ・　・	
14	・　・				・　・ ～ ・　・	
15	・　・				・　・ ～ ・　・	
16	・　・				・　・ ～ ・　・	
17	・　・				・　・ ～ ・　・	
18	・　・				・　・ ～ ・　・	
19	・　・				・　・ ～ ・　・	
20	・　・				・　・ ～ ・　・	

【様式７】

人 的 被 害 の 状 況

作成者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分現在

氏　　名	住　　所	電　　話	性別	年令	ケガ等の状況	処置状況

【様式８】

発　生　速　報

川　越　市

日　時　分　受信	発信者		受信者	

1　被害発生	自　　月　　日　　時　　分 至　　月　　日　　時　　分
2　被害場所	
3　被害程度	
4　災害に対する措置	(1) 災害対策本部設置の状況　　日　　時　　分　設置 (2) 本市のとった主な応急措置の状況 (3) 応援要請または職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 (6) 消防機関の活動状況 ア　出動機関　　消防職員　　名 消防団員　　名 計　　名 イ　主な活動内容（使用した機材を含む）
5　その他必要事項	

注）内容は簡単に要を得たものとする。

【様式９】

経　過　速　報

川　越　市

発信者		受信者	

災害の種別		発生地域	
被害報告	月　日　時　分 現在		
報告区分			

区分				被害	区分				被害			
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	流失		埋没	
	行方不明者		人				冠水	ha				
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没	ha	流失		埋没	
		軽傷	人				冠水	ha				
					道路	決壊		箇所				
						冠水		箇所				
住家被害	全壊(焼)		棟		その他被害	文教施設		箇所				
			世帯			病院		箇所				
			人			橋りょう		箇所				
	半壊(焼)		棟			河川		箇所				
			世帯			砂防		箇所				
			人			清掃施設		箇所				
	一部破損		棟			崖くずれ		箇所				
			世帯			鉄道不通		箇所				
			人			被害船舶		隻				
	床上浸水		棟			水道		戸				
			世帯			電話		回線				
			人			電気		戸				
	床下浸水		棟			ガス		戸				
			世帯			ﾌﾞﾛｯｸ塀等		箇所				
			人		被災世帯数			世帯				
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		被災者数			人				
		半壊(焼)	棟		火災発生	建物		件				
	その他	全壊(焼)	棟			危険物		件				
		半壊(焼)	棟			その他		件				

災害に対してとられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況　　＿＿日＿＿時＿＿分　設置

(2) 市のとった主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況　　地区数・地区名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

人員 ＿＿＿＿＿人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員　　消防職員＿＿＿＿名

消防団員＿＿＿＿名　合計＿＿＿＿＿名

イ 主な活動内容（使用した機材を含む）

【様式１０】

災　害　情　報　記　録　用　紙

受信番号	受信者

受信者　　氏名：　　班名：

重要度区分	大−		中−		小−		本部整理班
確認欄	整理班	本部班	整理班	本部班	整理班	本部班	

1. 受信情報

受信日時	年　月　日　時　分			受信手段	□電話 □他（　　）	受信者記入欄
第一受信者	氏名：　　班名：					
発信元	住所	川越市				
	氏名			電話番号	−　　−	
災害発生・情報内容	日時	年　月　日　時　分				
	場所	川越市				
	詳細					
	死傷者	□ 無し	□ 有り（死　人 傷　人）		□ 不明者（　　人）	
	浸水被害	□ 被害無し	□ 被害有り（道路・床下・床上　m・件）		浸水深　　cm	
物資の要請	物資名称		数量		備考	
	物資名称		数量		備考	

2. 災害情報処理情報

対応依頼	依頼日時	月　日　時　分			
	依頼先	班名：　　氏名：			
	伝達方法	□FAX	□電話	□無線	□他（　　）
	依頼内容				
対応報告	対応日時	月　日　時　分 ～　時　分			
	対応状況				
	報告者	班名：　　氏名：			

3. 災害オペレーション支援システム入力

整理番号

処理	入力者	【発生】 氏名：	【対応】 氏名：	整理

【様式１１】

本部長指令　第　　号

月　　日　　時　　分			
発信者		受信者	
(内容)			
(担当班処理内容)			

本部班（　　）　⟶⟵　担当班（　　）

【様式１２】

市町村放送要請依頼用紙

川　越　市

放送要請について（依頼）

年　　月　　日　　時　　分　　川越市災害対策本部　　発第　　号

災害対策基本法第57条に基づく放送要請を次のとおり要請方依頼します。

1　要請理由　① 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため
② 災害時の混乱を防止するため
③ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　放送事項　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について
（別紙の読み上げ）

3　放送希望日時　①直ちに
②　　日　　時

4　その他

〈連絡先〉

所属・氏名	
無線番号	
有線番号	

【様式１３】

別記様式1－2

応援等要請のための連絡事項

第　　報
平成　　年　　月　　日　　時　　分

（消防庁長官 又は 都道府県知事）　殿

（市町村長）

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	平成　年　月　日　時　分頃			
災害発生場所	都道府県		市区町村	
出動を希望する区域・活動内容				
災害の状況				
	原子力施設等	有 ・ 無	被害	有 ・ 無 ・ 不明
	石油コンビナート等	有 ・ 無	被害	有 ・ 無 ・ 不明

応援等連絡日時	平成　年　月　日　時　分				
必要とする応援隊 （必要とする隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。）	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他（　　）	
その他参考となるべき事項（必要資機材等）					

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

【様式１４】

避 難 所 開 設 状 況

<table>
<tr><td>発信者</td><td></td><td>受信者</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>避難所名</td><td colspan="3"></td><td>電　話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">開　設　日　時
月　日　時　分</td><td colspan="3">閉　鎖　日　時
月　日　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="4">担当者
人
（　）</td><td>所　属</td><td>職　名</td><td>氏　名</td><td>所　属</td><td>職　名</td><td>氏　名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">避難状況</td><td>地　区　名</td><td colspan="2">世　帯</td><td>人　数</td><td colspan="2">備　考</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>対応</td><td colspan="6">（食料・生活必需品その他必要物資等の状況）</td></tr>
</table>

【様式１５】

避　難　状　況　一　覧

作成者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避 難 所 名	電　　話	責任者	開設日時	避難状況（地区名・人数等）			
				時　分	時　分	時　分	時　分

【様式１６】

避　難　者　名　簿

月　　日　　時現在

避 難 所 名		担当者名	

番号	避　難 月　日	氏名 生年月日	住　　所	性別	世帯主 ・ 続　柄	勤務先 在学校 学　　年	摘　　要

【様式１７】

食　料　調　達　状　況

作成者　　月　　日

調　達　先 炊き出し実施先	調　達　状　況			
	月　日　時	月　日　時	月　日　時	月　日　時
	種類・数量	種類・数量	種類・数量	種類・数量
	金　額	金　額	金　額	金　額

【様式１８】

輸　送　状　況

作成者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

月　　日　　時　　分

避難所名（地区名）	担当者	輸送物品（数量・時間）				

【様式１９】「物資輸送引渡書・物資受領書」

物　資　輸　送　引　渡　書

地　区　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　月　日　時　分

輸送担当者（　　）

物　資　名	数　量	備　　考

物　資　受　領　書

地　区　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　月　日　時　分

受　領　者（　　）

物　資　名	数　量	備　　考

【様式２０】

物　資　調　達　状　況

作成者　　月　　日

調達物資	月　日　時		月　日　時		月　日　時		月　日　時	
	調達先	数量・金額	調達先	数量・金額	調達先	数量・金額	調達先	数量・金額

【様式２１】

災害救援物資受領書

災害救助物資として下記のとおり受領しました。

記

品　　名	数　　量

年　　月　　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

川 越 市 長

【様式２２】

被 害 状 況 調

川 越 市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日		
報告区分	確　定		

区　分				被　害	区　分			被　害			
人的被害	死　者		人		田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失		埋没	
	行方不明者		人				冠　水 ha				
	負傷者	重　傷	人			畑	流失・埋没 ha	流失		埋没	
		軽　傷	人				冠　水 ha				
住家被害	全　壊（焼）（流　失）		棟		道路被害	決　壊		箇所			
			世帯			冠　水		箇所			
			人		その他被害	文教施設		箇所			
	半　壊（焼）		棟			病　院		箇所			
			世帯			橋りょう		箇所			
			人			河　川		箇所			
	一部破損		棟			砂　防		箇所			
			世帯			清掃施設		箇所			
			人			崖くずれ		箇所			
	床上浸水		棟			鉄道不通		箇所			
			世帯			被害船舶		隻			
			人			水　道		戸			
	床下浸水		棟			電　話		回線			
			世帯			電　気		戸			
			人			ガ　ス		戸			
						ﾌﾞﾛｯｸ塀等		箇所			
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		罹災世帯数			世帯			
		半壊(焼)	棟		罹災者数			人			
	その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建　物					
						危険物		件			
		半壊(焼)	棟			その他		件			

区分			被害	市町村災害対策本部	名称	川越市災害対策本部
公立文教施設		千円			設置	月　日　時
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円			解散	月　日　時
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体		災害設置市町村対策本部名		
その他	農産被害	千円			計	団体
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円		災害適用市町村救助法名		
					計	団体
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考

1　災害発生場所

2　災害発生年月日

3　災害の種類概況

4　消防機関の活動状況

5　その他（避難の勧告・指示の状況）

【様式２３】

罹災証明・被災証明・罹災（被災）届出証明 申請書

（提出先）　　年　　月　　日

川越市長

申請者（罹災者）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

窓口に来た方　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○以下の災害被害に係る証明書の交付について申請します。

被害日時	年　月　日（　）　時　分頃	
被害原因		
被害場所	川越市	
証明種類	罹災証明書	被災証明書・罹災（被災）届出証明書
被害内容	□住家（□持家 □借家）	□住家（□持家　□借家）□非住家（　）
		□外構・設備　□家財道具等
		□その他被害（　）
		□人的被害（□死亡　□行方不明　□負傷）
被害状況		
証明必要数	□罹災証明書(※) （　枚）	□被災証明書（　枚） □罹災（被災）届出証明書（　枚）
請求理由	□被災者生活再建支援制度　□損害保険　□見舞金　□税等の減免 □その他（　）	

※罹災証明書は、住家の被害程度を証明するものであり、住家以外の被害については証明できません。

（下欄には記入しないでください。）

罹災（被災）届出証明書

上記のとおり、届出をしたことを証明します。

年　月　日

証明第　　号

川越市長

罹 災 証 明 書

申請者住所	
申請者氏名	

罹災日時	
罹災原因	
罹災場所	
住家の 被害程度	
備　　考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日
証明第　　号

川越市長

被　災　証　明　書

申請者住所	
申請者氏名	

被災日時	
被災原因	
被災場所	
被災内容	
被災状況	
備　　考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日
証明第　　号

川越市長

【様式２４】

災　害　等　調　査　表

年　　月　　日

調査員	課(署)所

住家　非住家

自治会名	

罹災世帯	住　　所			TEL
	氏　　名			職　業
	世帯人員	人	うち 小学生＿＿＿人 中学生＿＿＿人	計 ＿＿＿＿人

罹災の程度	棟別	全壊・焼 / 半壊・焼 / 一部破損 部分焼・ぼや	世帯別	全壊・焼 / 半壊・焼 / 一部破損 小損	
	建物流失、 埋没、 土砂竹木たい積、 床上浸水、 床下浸水、 敷地崩壊				
	死者 男＿＿人 女＿＿人	・行方不明 男＿＿人 女＿＿人	・重傷者 男＿＿人 女＿＿人	・軽傷者 男＿＿人 女＿＿人	
罹災建物の状況	住家	1戸建　共同住宅　長屋　その他 / 自家　借家	非住家	用　途	
		同一棟の世帯数		名　称	
		共同住宅等の場合、名称		所在地	
	構　　造	耐火 簡耐 木造	葺	階建	延べ面積 ㎡ または 坪
	所有者（名義）	住所	氏名		

家財等の損害、非住家はその収容物	水損 破損 汚損　　全財産の約　　%
備考欄	
避難（連絡）先	TEL

記　載　上　の　注　意

1　住家については世帯ごとに、非住家については棟ごとに調査表を作成する。
2　該当事項は○で囲む。
3　非住家の場合、罹災世帯及び罹災建物の状況の住家欄は記入の必要なし。
4　非住家の場合、用途（官公署、学校、病院、神社、仏閣、事務所、店舗、工場、作業場、倉庫、納屋、物置、車庫、養畜場など）及びその名称（法人名、会社名、○○神社、○○寺など）があるものは記入する。
5　住家に同一棟に２世帯以上あるときは、罹災の程度については棟別、世帯別（例えば、棟で半壊であっても世帯では全壊ということがある。）両方に記入する。
6　借家の場合または自家でも世帯主と名義が異なる場合及び非住家の場合には、その建物の所有物（名義）を記入する。
7　備考欄には死傷者氏名、年齢及び建物の罹災程度を判定した資料（状況）を記入する。１戸建の場合でも説明しにくいときはつとめて略図（平面図・側面図）を記入し、同一棟に２世帯以上ある場合は必ず、次の要領により略図を付記し、同一棟ごとにまとめてとじこむこと。

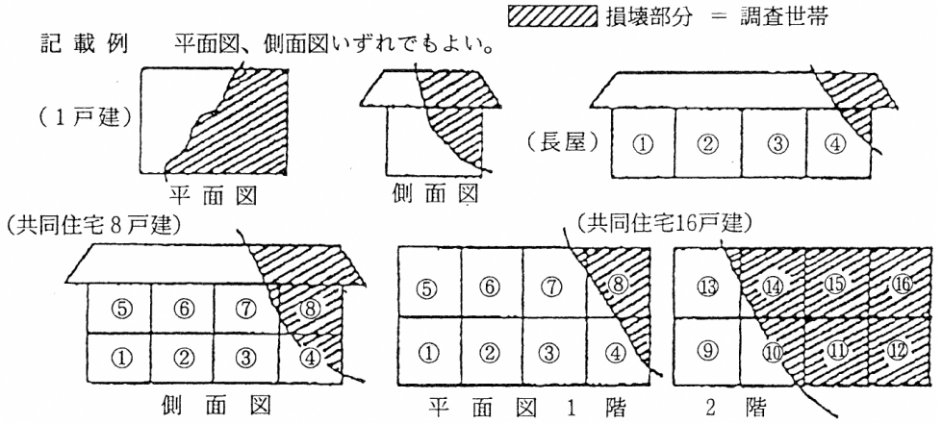

8　建物罹災の判定資料

判　定　の　基　礎		区　　分									
風水害等	被害床面積／延べ面積	全　壊				半　壊					一部破損
	%	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
	主要構造部被害額／住家の時価	全　壊					半　壊				一部破損
	補修と再利用の可否による	・全　壊　補修を加えても再使用できないもの ・半　壊　補修すれば元通りに再使用できるもの ・一部破損　半壊に至らないもの									
火災	焼き損害額／建物全評価額	全　焼				半　焼					部分焼
	%	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
	補修と再利用の可否による	・全　焼　補修を加えても再使用できないもの ・半　焼　補修すれば元通りに再使用できるもの ・部分焼　半焼に至らないもの ・ぼ　や　焼損床面積が1.0㎡未満又は収容物のみの焼損									

【様式２５】

災 害 等 調 査 集 計 表

年　　月　　日　調査

調査区域		自治会名	
調査員所属		氏　名	

区分 / 災害種別	棟数		世帯数	世帯人員	小学生	中学生
	住家(棟)	非住家(棟)				
全壊・全焼						
半壊・半焼						
一部破損 部 分 焼						
ぼ　や						
建物流失						
床上浸水						
床下浸水						
計						

男女別 / 区　分	男	女	計
死　　者			
行方不明			
重 傷 者			
軽 傷 者			

各人所属ごとに集計して提出する。

【様式２６】

罹災都市借地借家臨時処理法の申請

国 土 交 通 大 臣 あ て

川越市長

罹災都市借地借家臨時処理法の申請について

年　　月　　日発生した　　による災害の川越市の被害は、下記のとおりであり、罹災地域の借地借家の権利関係について種々問題が起こり、住宅の復興を阻害するおそれがあると予想されるので、罹災都市借地借家臨時処理法の適用方申請します。

１　被害状況

(1) 罹災戸数（全壊（焼）、流出、その他）

(2) 罹災地帯

２　罹災土地中借地の比率

３　罹災家屋中借家の比率

４　その他

【様式２７】

水　位　経　過　表　（平成　　年　　月　　日 台風第　　号対応）　　No.

	発令情報	洪水予報	氾濫水位	荒川		入間川			小畔川	新河岸川		九十川（排水機場）			寺尾調節池		江川樋門		越辺川	都幾川	高麗川	入間川（鹿鳴橋管）		不老川（御代橋）		久保川（第２４９５橋）		新河岸川（量橋）	
				治水橋	熊谷	菅間	小ヶ谷	新富士見橋	八幡橋	宮戸橋	養老橋	内水位	外水位	運転状況	内水位	外水位	内水位	外水位	入西	野本	坂戸	内水位	外水位	時間	けた下	時間	けた下	時間	けた下
基準			管　理	国	国	国	国	県	国、県	県	県	県	県	県	県	県	市	市	国	国	国	国	国	県	県	市	市	県	県
			水防団待機水位	7.00	3.00	7.00	2.00		3.00	4.50																			
		氾濫注意情報	氾濫注意水位	7.50	3.50	8.00	2.50	49.10	3.50	6.00	6.50		7.00			(7.00)			3.00	3.50	1.50								
	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	避難判断水位	12.10	5.00	11.50	3.10	49.23	3.60	7.12	6.70		7.55			7.50			3.00	3.70	2.80			振込河川のため、原則として、避難勧告等発令せず、屋内安全行動を避難行動とする。		振込河川のため、原則として、避難勧告等発令せず、屋内安全行動を避難行動とする					
	避難勧告	氾濫危険情報	氾濫危険水位	12.60	5.50	12.00	3.50	49.69	4.20	7.48	7.50		8.12			8.30			3.20	4.10	3.40								
	避難指示			１決壊・越水・溢水　２越水・溢水おそれ　３異常な震水・浸食・亀裂・すべり・決壊の恐れ　４樋門、水門異常											１樋門閉　２溢水　３江川樋支障　４施設機能支障														
	年	月日	時分	治水橋	熊谷	菅間	小ヶ谷	新富士見橋	八幡橋	宮戸橋	養老橋	内水位	外水位	運転状況	内水位	外水位	内水位	外水位	入西	野本	坂戸	内水位	外水位	時間	けた下	時間	けた下	時間	けた下
0																													
1																													
2																													
3																													
4																													
5																													
6																													
7																													
8																													
9																													
10																													
11																													
12																													
13																													
14																													
15																													
16																													
17																													
18																													
19																													
20																													
21																													
22																													
23																													
24																													

川越市地域防災計画（資料編）

初版発行　　昭和39年８月
修正発行　　昭和62年３月
修正発行　　平成２年３月
修正発行　　平成11年３月
修正発行　　平成21年３月
修正発行　　平成25年３月
修正発行　　平成26年３月
修正発行　　平成27年３月
修正発行　　平成31年３月

編　集　　川越市防災会議

事務局　　川越市防災危機管理室